

自治体申請システム ～操作マニュアル(申請者向け)～

国土交通省 関東地方整備局
道路部 交通対策課

令和7年6月

自治体申請システム 操作マニュアル(申請者向け) 目次

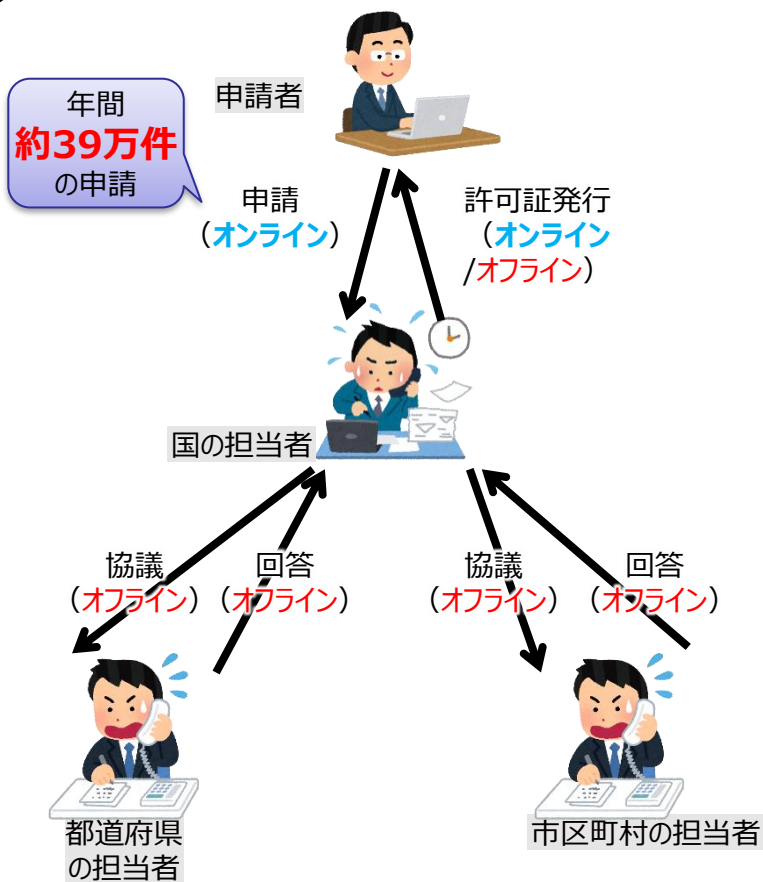
1. はじめに		6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認	
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット	3	6-1. 申請状況一覧	37
1-2. 自治体申請システムの処理イメージ	5	6-2. 申請内容の確認	40
1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項	6	6-3. 申請の取り消し	45
2. 自治体申請システムを利用するための準備		6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする	46
2-1. 利用環境	9	6-5. 審査内容の確認	51
2-2. 自治体申請システムへのアクセス	10	7. 便利に使う	
2-3. このドキュメントについて	11	7-1. 問い合わせ	54
2-4. 全画面の共通仕様について	12	8. ユーザー情報の参照・変更	
2-5. 主機能の画面遷移について	13	8-1. ユーザー情報の確認	57
3. 申請データの準備		8-2. ユーザー情報の変更	59
3-1. 提出書類の電子データ化	18	9. システムから送信するメール	
4. 自治体申請システムにログインする		9-1. システムから送信するメールの種類	62
4-1. 自治体申請システム ログイン	20	10. 用語集	
4-2. パスワードの再発行	22	10-1. 用語集	64
4-3. 新規ユーザーの登録	23	11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ	
5. 申請する		11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ	80
5-1. 申請する	26	12. 改訂履歴	81
5-2. 複数の申請先に一括で申請する	35		

1. はじめに

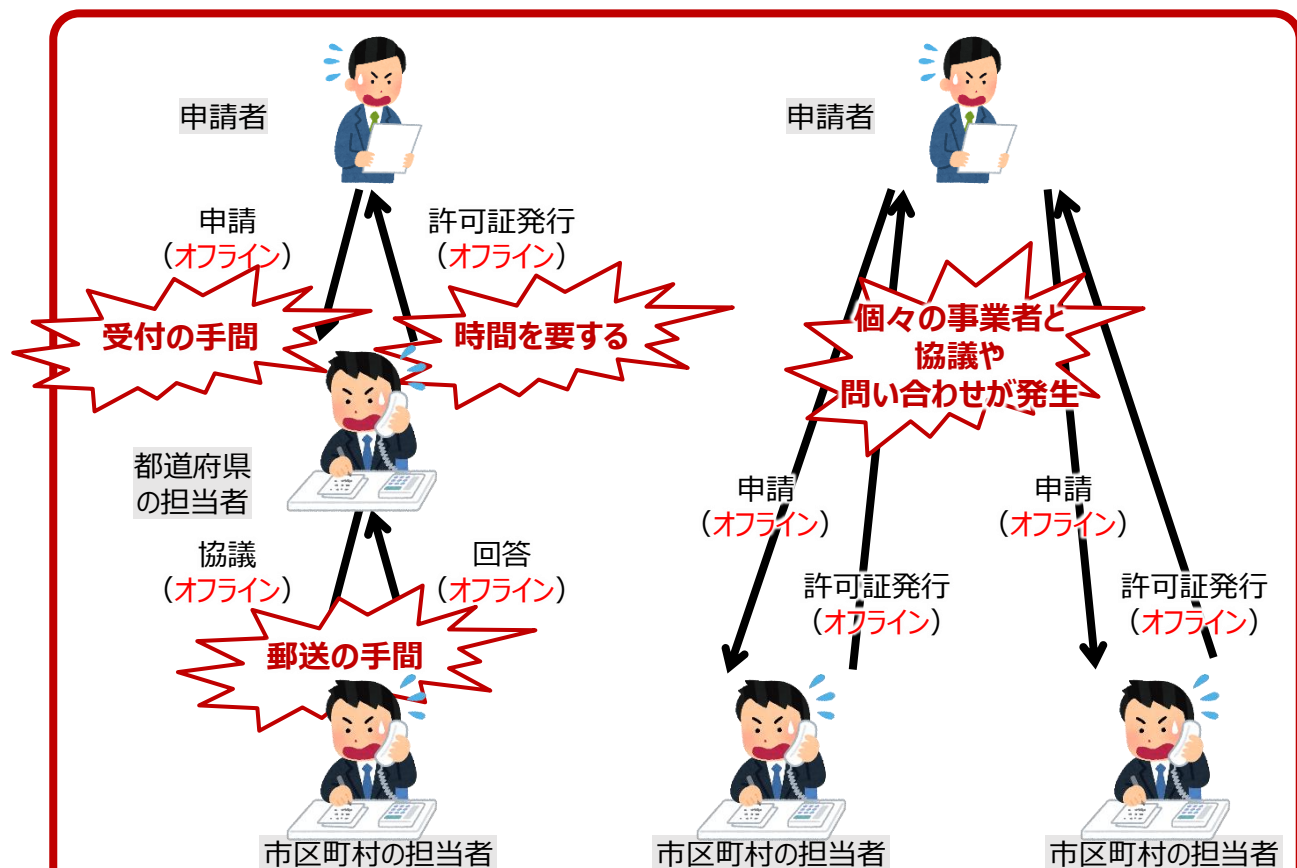
1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- デジタル手続き法案が成立したことを受け、自治体に対する特車通行許可申請のオンライン化のニーズが高まることが想定される
- また、背高コンテナ車両は「特車通行許可不要(特車フリー)区間」が設定されたことで、特車フリー区間の申請は不要になったが、特車フリー区間外(主に自治体が管理する路線)への申請は残存している
- 申請者は個々の自治体窓口へ直接、申請を行う必要があり、申請件数が増加する中で、負担の増加が懸念される

国への特殊車両通行許可申請



自治体への特殊車両通行許可申請



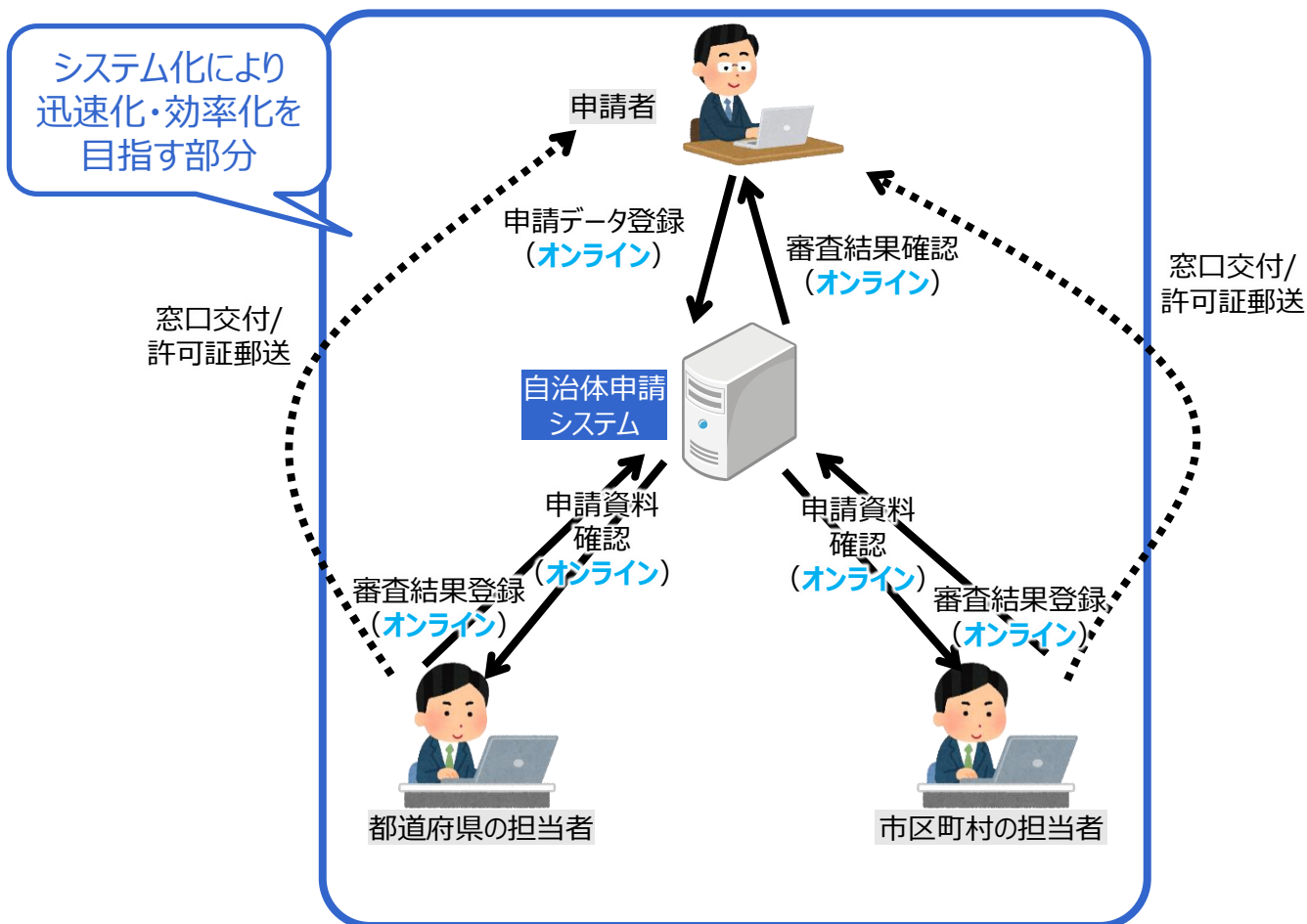
【上位自治体が含まれる場合】

【上位自治体が含まれない場合】

1-1. 自治体申請システムの概要とメリット

- 道路管理者（自治体）と申請者をオンラインで繋ぐことにより、審査作業の迅速化を図る
- システムでの一元受付により、個別で受付していた作業の効率化・省力化を図る
- 申請及び許可証受領のオンライン化により、40ft背高海上コンテナ車両の機動的な通行を支援

自治体申請システムを活用した 特殊車両通行許可申請



システム化による効果

- **既存の申請書データ等の活用とオンライン化**による自治体における**審査作業の迅速化・効率化**
- **大量・大容量のデータや様々なファイル**の送受信の実現による**審査作業の効率化**
- **審査状況の見える化**による道路管理者と申請者間での**問い合わせ対応の負担軽減**
- **許可証の発行作業の効率化**※
- 申請者の申請手続きの負担軽減

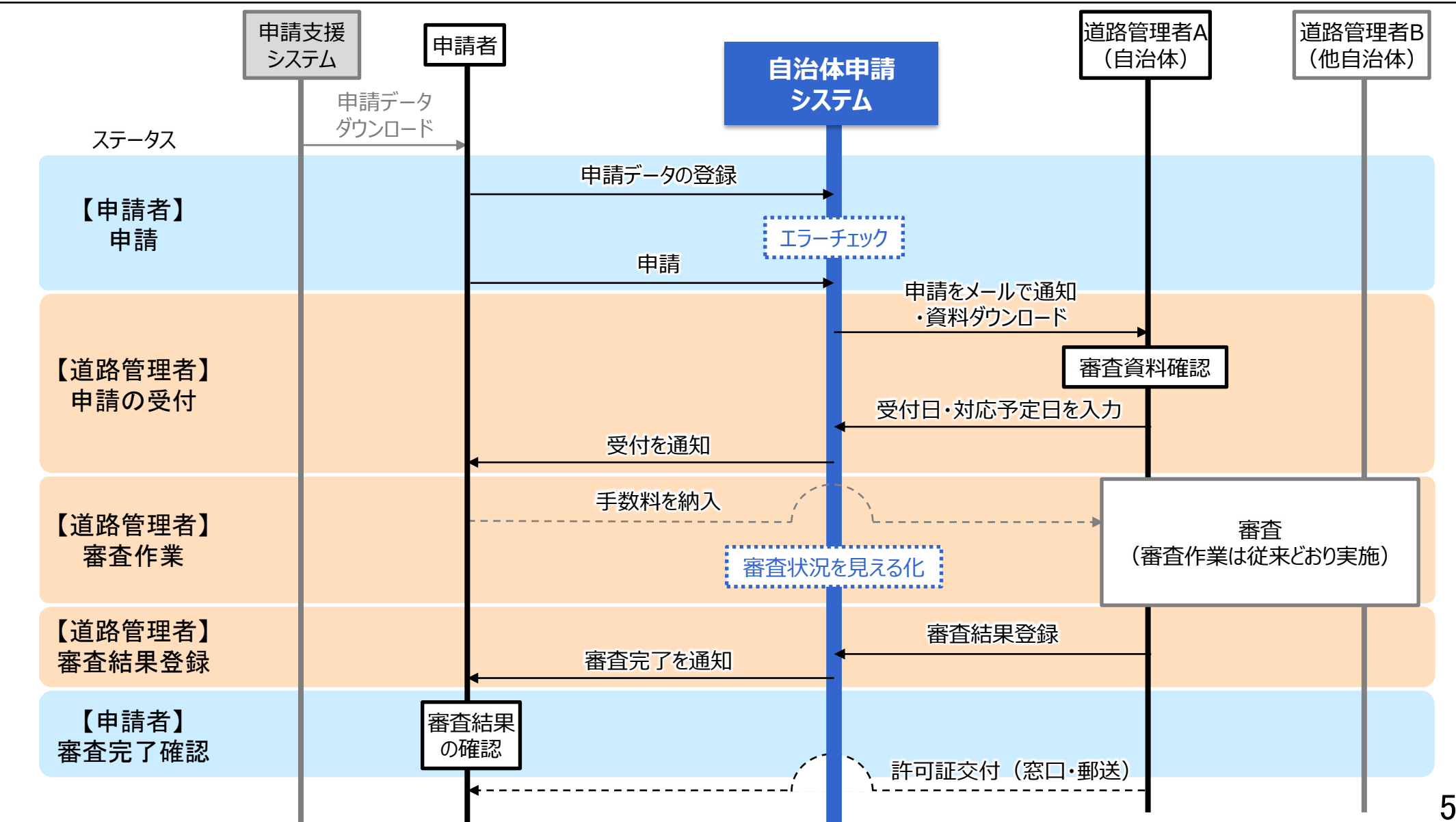
※許可証は窓口交付、または紙での郵送等とする。
（将来的には電子データでの発行も想定）

システム利用上の留意点

- 一部の自治体で審査時の手数料徴収にかかる制度（条例等）の変更が検討されていることから、本システムでは手数料について扱わない

1-2. 自治体申請システムの処理イメージ

- システムで簡易的にエラーチェックを行うことで、書類不備や申請時のミス・間違いを防止
- 申請受付や申請状況が見える化することで、道路管理者と申請者間での問い合わせ対応の負担軽減

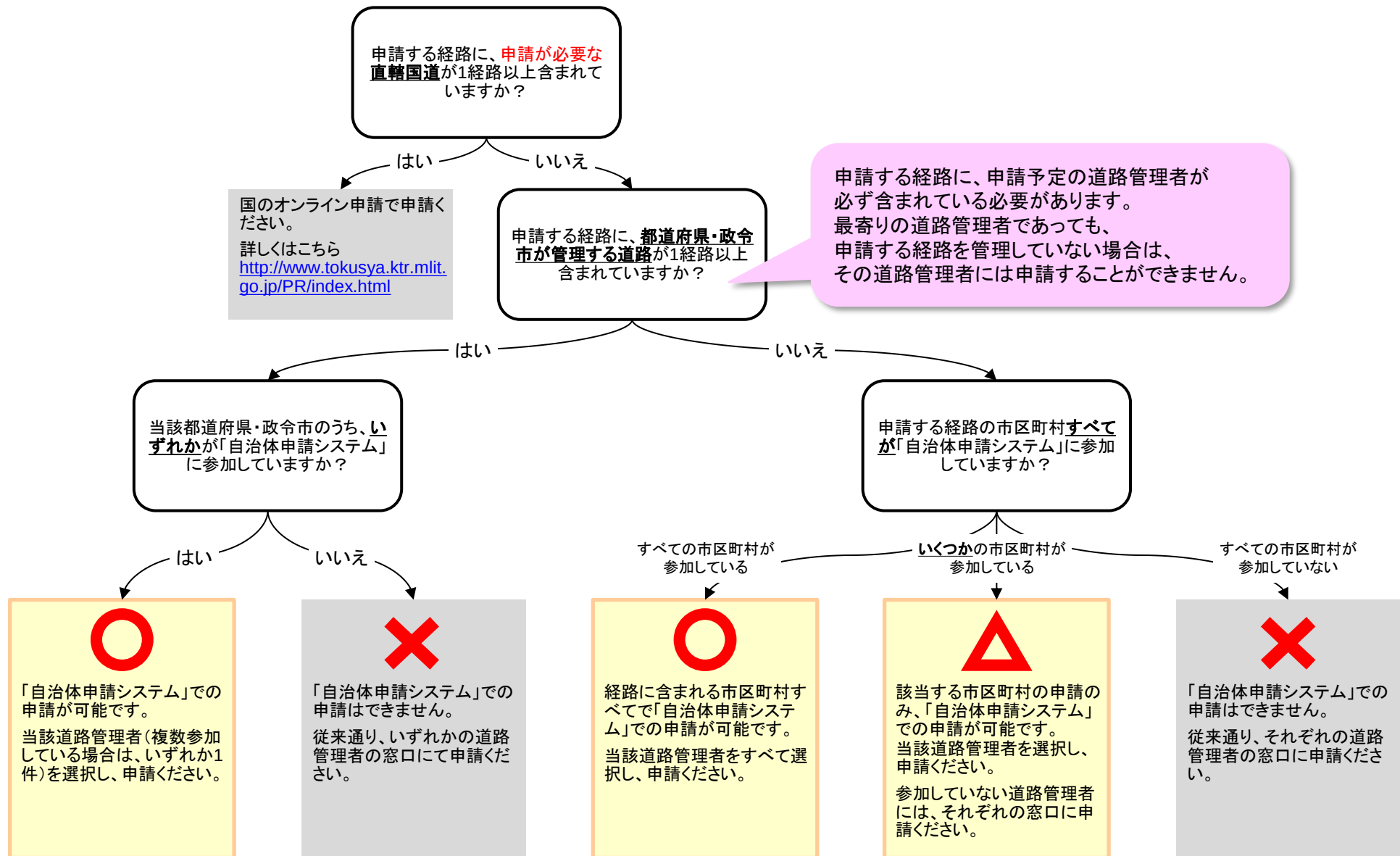


1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項

- 本システムは、地方公共団体等に対する特殊車両通行許可申請をオンラインで行うことができるものです。
 - 1) 対象となる申請について
申請する経路中に、一部でも国が管理する道路(直轄国道)を含む場合は、従来どおり、国の窓口に対し、オンライン申請していただくよう、お願いいたします。
ただし、国への申請が不要で都道府県等で完結する申請の場合は、本システムをご利用いただけます(例:新規格車の申請などの従来都道府県の窓口にて申請されていたもの)。
 - 2) 申請可能な地方公共団体について
本システムを利用して、オンラインで申請できる地方公共団体は、現時点では一部に限られています
(順次、申請可能な地方公共団体が追加され次第、PRサイトにてお知らせします。)
 - 3) 利用登録について
本システムの利用にあたり必要となる利用登録は、必ず申請先の地方公共団体が本サービスの対象となっていることを確認してから行うよう、お願いいたします。
 - 4) 一括申請にかかる手数料について
複数の道路管理者への特殊車両通行許可申請で発生する手数料の納付方法については利用申請先の自治体の指示に従ってください。

1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項

○以下のフローに当てはまる申請は、本システムを活用できます。



2. 自治体申請システムを利用するための準備

2-1. 利用環境

1) パソコン、ネットワーク環境

OS	● Windows10 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ブラウザ	● Microsoft Edge ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
モニター解像度	● 1366×768以上 ※上記の条件は推奨になります。推奨条件以外の環境では、正常に動作しない場合があります。
ネットワーク環境	● インターネット接続が可能な環境が必要です。
必要な周辺機器	● 申請する未収録道路の路線図を、画像・PDFデータ化するスキャナーが必要です。

■操作上のご注意■

Webブラウザを利用して操作を行います。以下の機能は使用しないでください。

- 戻るボタン
エラーの原因となります。前画面に戻りたい場合は、画面上に表示される戻るボタンを使用してください。
- ブラウザの拡大・縮小機能
拡大・縮小を選択すると表示項目がズレる可能性があります。拡大は100%のサイズでご利用ください。
- タブブラウザ
タブブラウザ機能は使用しないでください。
- 本システムは、同じユーザIDを用い、複数のパソコンやブラウザでログインすることはできません。
先にログインしたパソコン・ブラウザが自動でログアウトされます。
- 本システムは、60分間操作を停止すると自動でログアウトされます。操作を一時中断する場合には必ず一時保存してください。

2-2. 自治体申請システムへのアクセス

1) システムURLとシステムメールアドレス

■ システムURL

- ・ また、インターネット接続ユーザ向けのURLにアクセスしますと、以下の画面が表示されます。

(インターネット接続ユーザ)

URL : https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/

■ システムメールアドレス

- ・ 本システムからの各種通知は以下のメールアドレスより、本システムにご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail : ktr-tokusya-jichitai@ki.mlit.go.jp

2-3. このドキュメントについて

1) 自治体申請システムマニュアル内の表記

5-4. 審査内容の確認

1) 申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します

申請～審査完了までの流れを表示しています。

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

システム画面のイメージを表示しています。表示されている申請内容は実際とは異なります。操作説明などは吹き出しで表示しています。

① 審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差し戻し」の場合のみ遷移できます。

縦に長い画面は、複数ページで説明しています。

35

吹き出しの種類



その画面で行う操作を説明します



その画面の補足情報を説明します



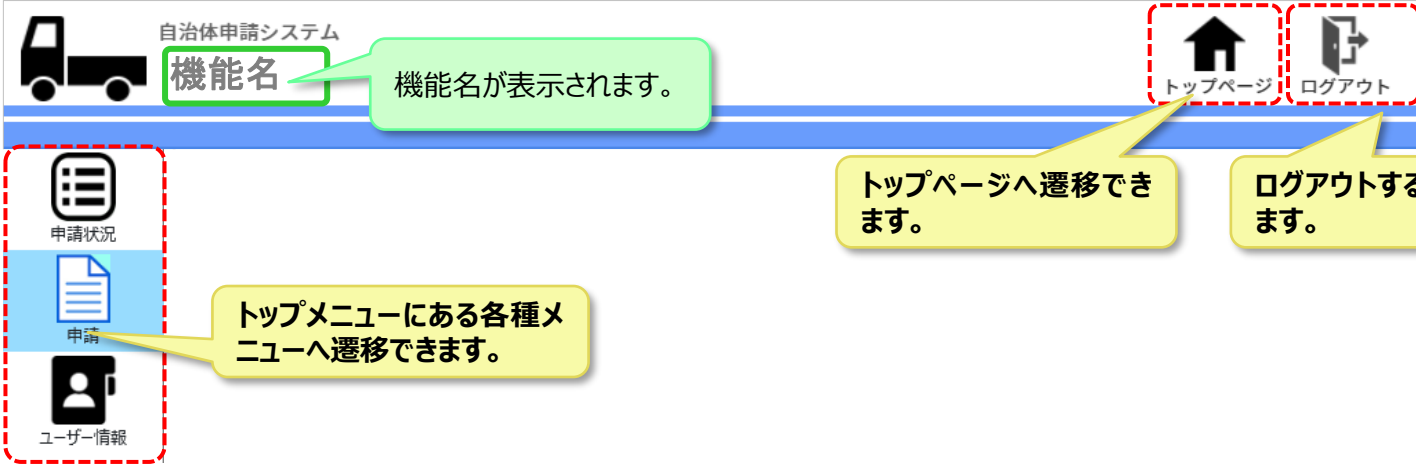
その画面で留意すべきポイントを説明します



画面上で行う特殊な操作を説明します

2-4. 全画面の共通仕様について

1) 全画面での共通の仕様について



自治体申請システム

機能名 機能名が表示されます。

トップページ トップページへ遷移できます。

ログアウト ログアウトすることができます。

申請状況

申請 トップメニューにある各種メニューへ遷移できます。

ユーザー情報

フィルター条件 「^」や「v」のマークがある箇所は、クリックすることで表示/非表示を切り替えられます。

添付資料

資料名	資料名
☐ 申請データ.tks	☒ 申請データ.tks
☐ 申請書.pdf	☒ 申請書.pdf
☐ 未収録経路図.pdf	☒ 未収録経路図.pdf
☐ 自動車検査証の写し.pdf	☒ 自動車検査証の写し.pdf
☐ 委任状.pdf	☒ 委任状.pdf
☐ 申請経路チェック結果.csv	☒ 申請経路チェック結果.csv

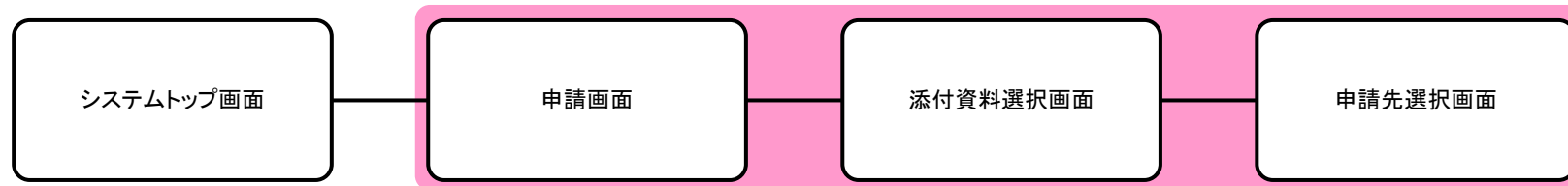
タイトル行にチェックボックスがある箇所は、クリックすることで一括選択/解除ができます

2-5. 主機能の画面遷移について

1) 画面遷移概要

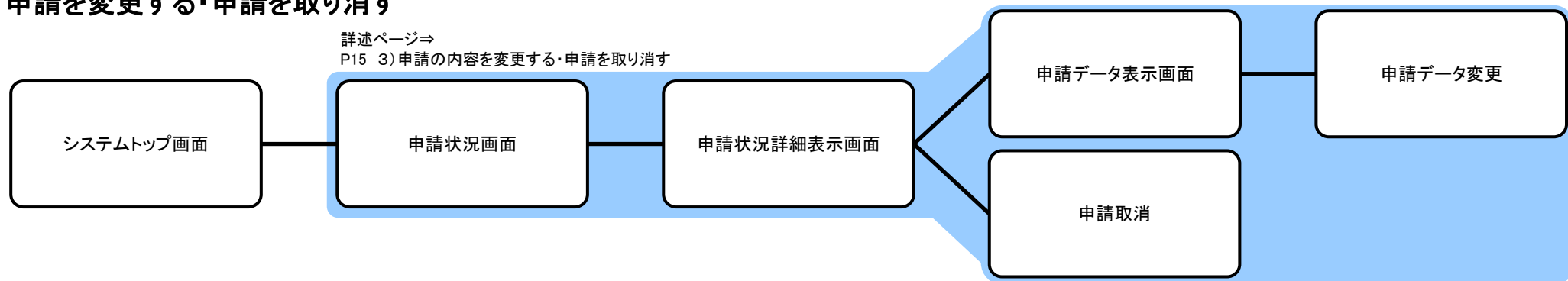
新しく申請を依頼する

詳述ページ⇒
P14 2) 新しく申請を依頼する



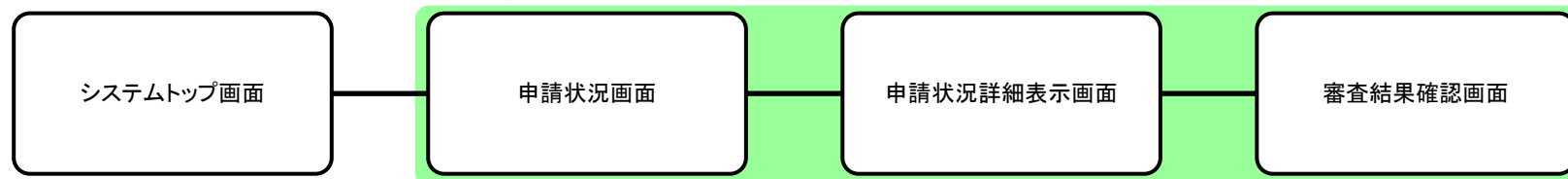
申請を変更する・申請を取り消す

詳述ページ⇒
P15 3) 申請の内容を変更する・申請を取り消す



審査結果を確認する

詳述ページ⇒
P16 4) 審査結果を確認する



2-5. 主機能の画面遷移について

2) 新しく申請を依頼する

申請画面
tksデータ、tkszsデータを読み込む画面です。

① tks/tkszsファイルの読み込み (⇒P27～29詳述)

添付資料選択画面
申請に添付する各種資料をアップロードする画面です。

② 必須添付資料・各種添付資料のアップロード (⇒P30～31詳述)

申請先選択画面
申請先の道路管理者を選択する画面です。

③ 申請先の道路管理者を選択 (⇒P32～33詳述)

道路管理者へ申請依頼

詳しくは、「5. 申請者による道路管理者への申請」をご確認ください

2-5. 主機能の画面遷移について

3) 申請を変更する・申請を取り消す

申請状況画面
申請が表示される画面です。

申請状況画面のスクリーンショット。上部には「申請状況」のタブがあり、下部には申請一覧のテーブルが表示されています。右側の操作メニューに「申請状況」のボタンがあり、これが赤い点線で囲まれています。

申請状況詳細画面
申請した内容を表示する画面です。

申請状況詳細画面のスクリーンショット。申請の詳細情報が表示されています。右側の操作メニューに「申請状況」のボタンがあり、これが赤い点線で囲まれています。

申請データ表示画面
当該申請の申請内容を表示する画面です。

申請データ表示画面のスクリーンショット。申請の詳細データが表示されています。右側の操作メニューに「申請データ表示」のボタンがあり、これが赤い点線で囲まれています。

申請状況詳細画面のスクリーンショット。申請の詳細情報が表示されています。右側の操作メニューに「申請状況」のボタンがあり、これが赤い点線で囲まれています。

申請状況が「受付待ち」「差戻し」であれば、申請データを変更できます（⇒P42・46～50詳述）

申請状況が「受付待ち」「差戻し」であれば、申請を取り消すことができます（⇒P42・45詳述）

詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご覧ください

2-5. 主機能の画面遷移について

4) 審査結果を確認する

申請状況画面
申請が表示される画面です。

申請状況詳細画面
申請した内容を表示する画面です。

審査結果確認画面
審査結果を表示する画面です。

詳しくは、「6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認」をご確認ください

3. 申請データの準備

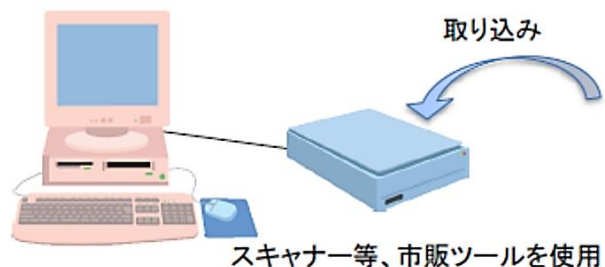
3-1. 提出書類の電子データ化

○(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第6条などの)提出書類を電子データで用意します。

提出書類一覧

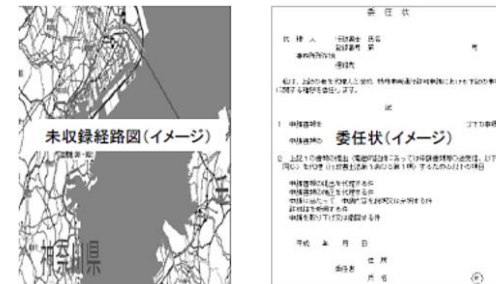
書類名	ファイル形式	資料準備方法
1 申請書(様式第一を含む)	pdfファイル	1枚目の申請書(頭紙)の道路管理者欄に申請先の自治体名を記載し、スキャンしたもの (申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。)
2 申請データ	tkz/tksファイル	申請支援システムで作成およびダウンロードするファイル
3 自動車検査証の写し	pdf、jpeg、gifなどの形式	スキャンしたもの。ただし、自動車検査証の写しが無い場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準緩和認定の写しなど車両諸元が確認できる書類を代用してもかまいません。
付属書類 4 未収録経路図 (未収録区間を含む場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	未収録区間を明示した経路図をスキャンしたもの
5 軌跡図(超寸法車両のみ)	pdf、jpeg、gifなどの形式	軌跡図をスキャンしたもの
6 委任状(代理人申請の場合)	pdf、jpeg、gifなどの形式	押印しスキャンしたもの
7 申請経路チェック結果 (道路管理者に求められる場合)	csv(またはpdfなど)の形式	申請経路の道路管理者が分かるような参考資料 例:C・D条件及び個別審査箇所一覧 等
8 その他道路管理者が要求する書類	pdf、jpeg、gifなどの形式	事前に把握される書類等(別途指示される場合あり)

【注意】基本的には自治体オンライン提出用サイトではファイルの分割送信や別送は行えません。



添付書類 データ	送信可能な添付ファイルの拡張子は、「.tiff」、「.pdf」、「.jpeg」、「.gif」などが利用できます。
-------------	--

※スキャン後のファイル名式は問いません。

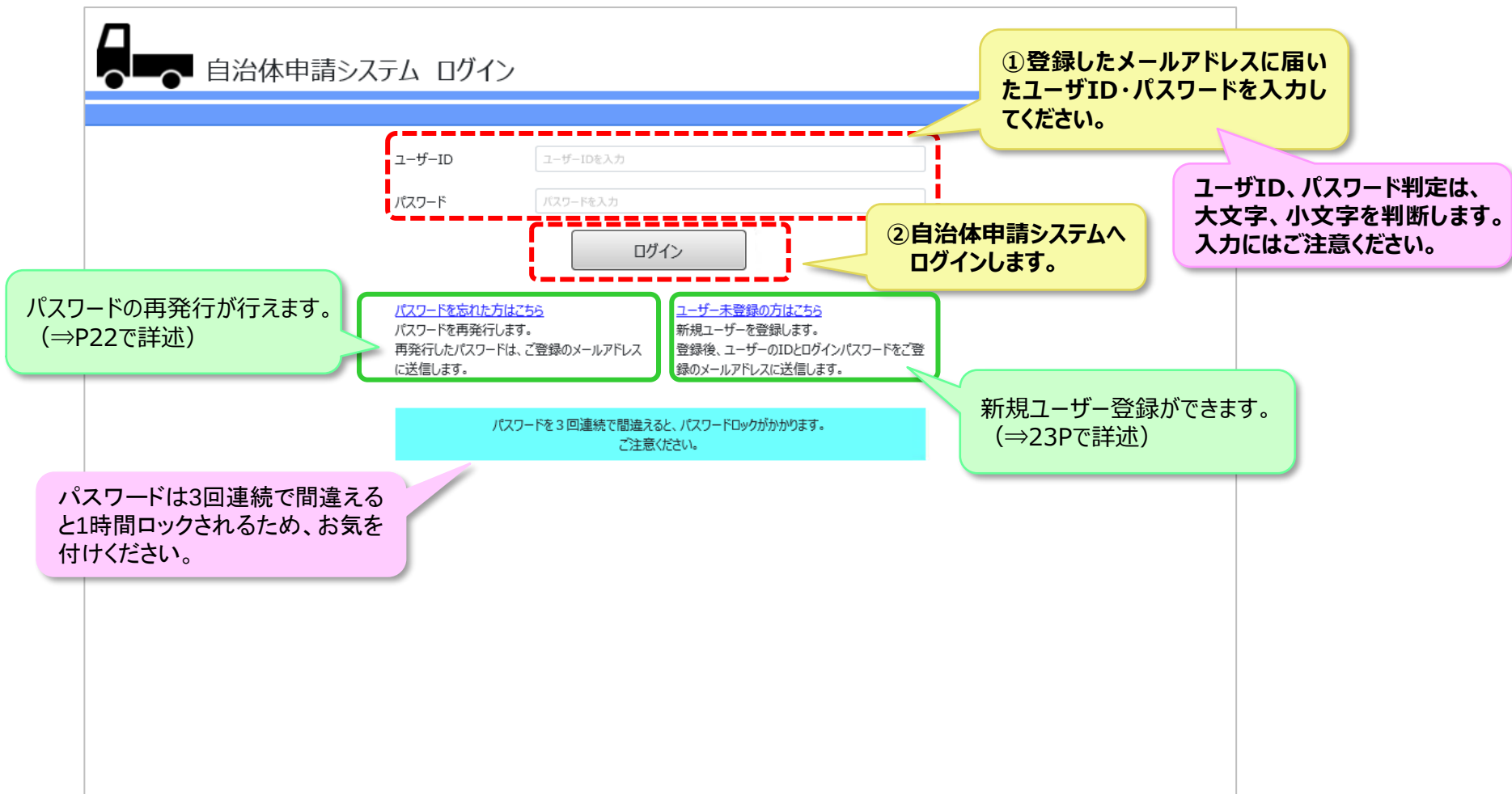


4. 自治体申請システムにログインする

4-1. 自治体申請システム ログイン

1) 自治体申請システムにログインする

○登録済みのユーザID、パスワードを入力することで、自治体申請システムにログインすることができます。



自治体申請システム ログイン

①登録したメールアドレスに届いたユーザID・パスワードを入力してください。

②自治体申請システムへログインします。

ユーザID

パスワード

ログイン

パスワードの再発行が行えます。
(⇒P22で詳述)

[パスワードを忘れた方はこちら](#)
パスワードを再発行します。
再発行したパスワードは、ご登録のメールアドレスに送信します。

[ユーザー未登録の方はこちら](#)
新規ユーザーを登録します。
登録後、ユーザーのIDとログインパスワードをご登録のメールアドレスに送信します。

パスワードを3回連続で間違えると、パスワードロックがかかります。
ご注意ください。

新規ユーザー登録ができます。
(⇒23Pで詳述)

ユーザID、パスワード判定は、大文字、小文字を判断します。
入力にはご注意ください。

パスワードは3回連続で間違えると1時間ロックされるため、お気を付けください。

4-1. 自治体申請システム ログイン

2) システムトップ画面を確認する

○自治体申請システムのトップ画面には、各機能へのリンクのほか、システムに関するメンテナンス情報が表示されます。



The screenshot shows the top page of the Local Government Application System. At the top, there is a header with a truck icon and the text "自治体申請システム トップ". To the right of the header are two icons: a house icon labeled "トップページ" and a door icon labeled "ログアウト". Below the header is a blue bar with the text "システム・インフォメーション". Under this bar, a pink box contains the text: "2019/10/21 (月) 21:00~2019/10/22 (火) 04:00の間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行います。". A pink callout bubble points to this box with the text: "システムに関するメンテナンス情報等が表示されます。". Below the pink box is another blue bar with the text "メインメニュー". Under this bar, there are three main menu items, each in a green box. The first item is "申請依頼" (Application Request) with a document icon and the text: "▶ [新規申請依頼を出す](#)
新規の申請依頼を行います。". A green callout bubble points to this item with the text: "新規の申請依頼を行います。". The second item is "申請状況" (Application Status) with a list icon and the text: "▶ [申請状況一覧](#)
依頼した申請の審査状況を確認します。". A green callout bubble points to this item with the text: "審査中の申請や、過去の申請内容が確認できます。". The third item is "ユーザー情報" (User Information) with a person icon and the text: "▶ [ユーザー情報参照・変更](#)
ユーザー情報の参照・変更を行います。". A green callout bubble points to this item with the text: "ユーザ情報の参照・変更ができます。(⇒P57詳述)".

4-2. パスワードの再発行

1) パスワードの再発行

○ログインパスワードを紛失した場合は、ユーザーIDでパスワードの再発行ができます。

自治体申請システム
パスワード再発行

ユーザーID

ユーザーIDを入力してください。

①ユーザーIDを入力

パスワードを初期化し、再発行します。
登録したメールアドレスに、再発行したパスワードを送信します。

②再発行ボタンを押下すると、
ユーザーIDに紐づけられたメールアド
レスに初期パスワードを再発行
します。

再発行

戻る

4-3. 新規ユーザーの登録

1) 新規ユーザーを作成する(1/2)

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。



自治体申請システム
新規ユーザー登録

戻る

「*」付きの項目は必須入力です。

申請者区分
☐ 本人
☒ 代理人

申請会社情報入力
法人区分*

その他(なし)

▼

会社名*

法人区分を省略した会社名を入力してください。

代表者名(漢字)*
代表者名(カナ)*
郵便番号*

000

-

0000

住所自動設定

住所(都道府県)*

(都道府県を選択)

▼

(市区町村)*

市区町村を入力してください。

(丁目番地)*

丁目番地を入力してください。

(ビル名)
電話番号*

市外局番

-

局番

-

番号

申請担当者情報入力
部署*
担当者名(漢字)*
担当者名(カナ)*
電話番号*

市外局番

-

局番

-

番号

FAX番号

市外局番

-

局番

-

番号

メールアドレス*

例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

申請代理人情報入力
代理人区分* (※1)

その他

▼

次ページ参照

新規ユーザーが申請者本人か、代理人かを選びます。

* の項目は必須入力です。



自治体申請システム
新規ユーザー登録

戻る

「*」付きの項目は必須入力です。

申請者区分
☐ 本人
☒ 代理人

申請会社情報入力
法人区分*

(法人選択)

▼

会社名*

法人区分を省略した会社名を入力してください。

代表者名(漢字)*
代表者名(カナ)*
郵便番号*

000

-

0000

住所自動設定

住所(都道府県)*

(都道府県を選択)

▼

(市区町村)*

市区町村を入力してください。

(丁目番地)*

丁目番地を入力してください。

(ビル名)
電話番号*

市外局番

-

局番

-

番号

申請担当者情報入力
部署*
担当者名(漢字)*
担当者名(カナ)*
電話番号*

市外局番

-

局番

-

番号

FAX番号

市外局番

-

局番

-

番号

メールアドレス*

例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

申請代理人情報入力
代理人区分* (※1)

(法人選択)

▼

代理人区分(※2)

(法人選択)

▼

代理人区分(漢字)*
代理人区分(カナ)*
郵便番号*

000

-

0000

住所自動設定

住所(都道府県)*

(都道府県を選択)

▼

(市区町村)*

市区町村を入力してください。

(丁目番地)*

丁目番地を入力してください。

(ビル名)
電話番号*

市外局番

-

局番

-

番号

FAX番号

市外局番

-

局番

-

番号

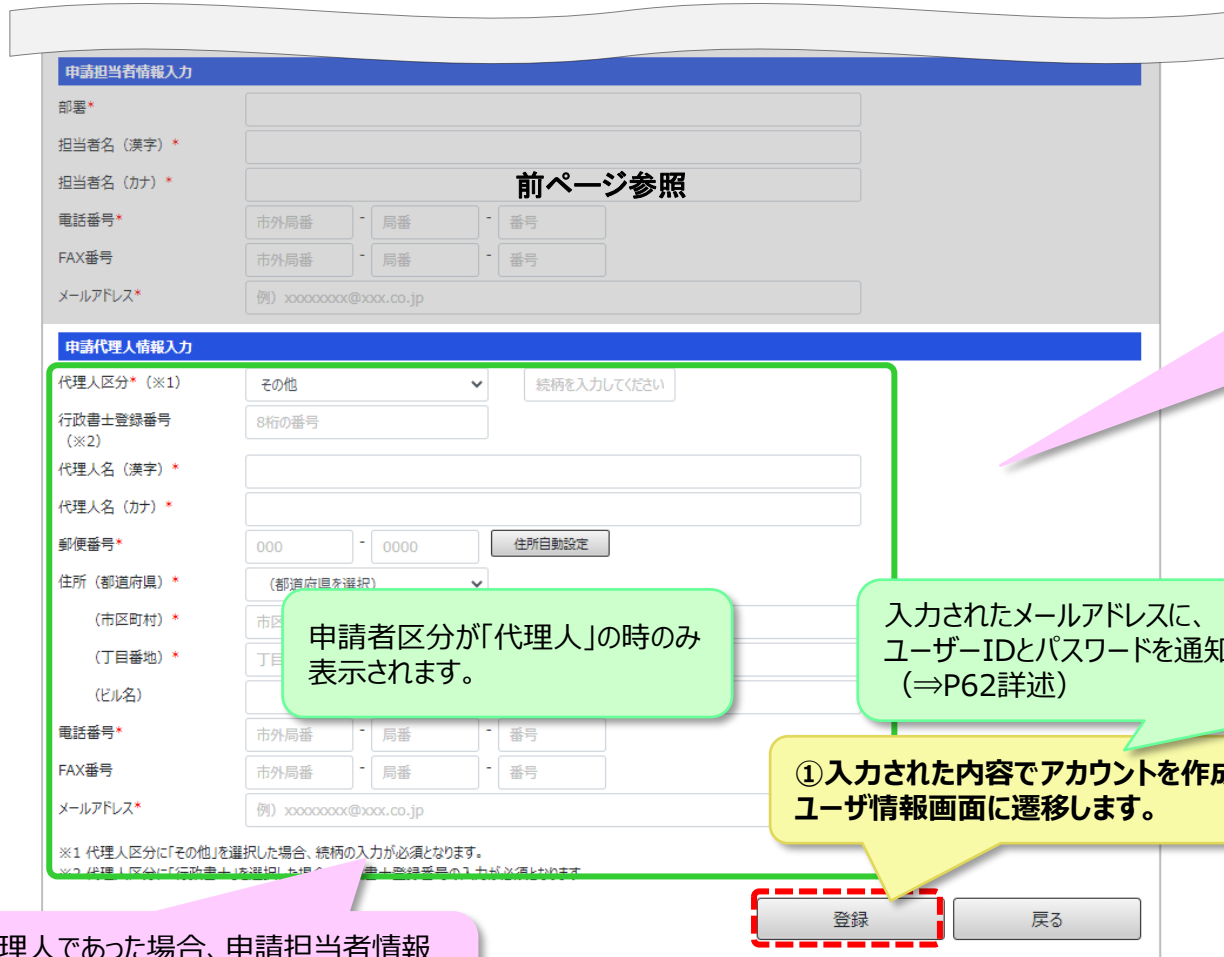
メールアドレス*

例) xxxxxxxx@xxx.co.jp

4-3. 新規ユーザーの登録

1) 新規ユーザーを作成する(2/2)

○自治体申請システムで使用するアカウント情報を登録できます。



申請担当者情報入力

部署*

担当者名(漢字)*

担当者名(カナ)*

電話番号*

FAX番号

メールアドレス*

前ページ参照

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1)

行政書士登録番号(※2)

代理人名(漢字)*

代理人名(カナ)*

郵便番号*

住所(都道府県)*

(市区町村)*

(丁目番地)*

(ビル名)

電話番号*

FAX番号

メールアドレス*

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。
※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

登録

戻る

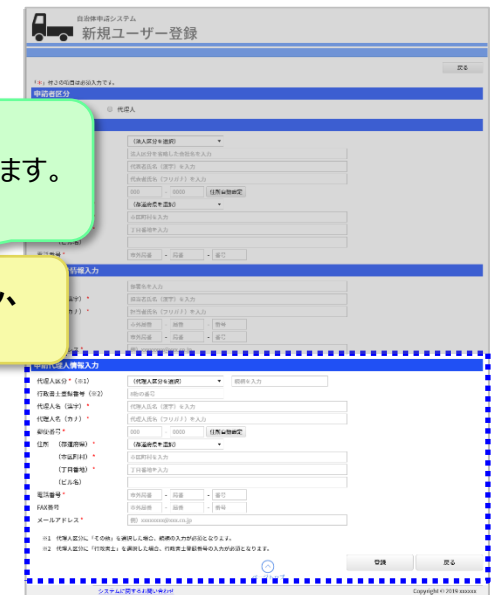
複数企業の申請代理人の場合、申請企業それぞれで新規ユーザー登録をお願いします。電話番号・メールアドレスなどは重複していても構いません。

申請者区分が「代理人」の時のみ表示されます。

入力されたメールアドレスに、ユーザーIDとパスワードを通知します。(⇒P62詳述)

①入力された内容でアカウントを作成し、ユーザ情報画面に遷移します。

新規ユーザー登録が代理人であった場合、申請担当者情報にメールアドレスを登録しますが、申請に関連する本システムからの通知は、代理人のメールアドレスのみに送信されます。



新規ユーザー登録

申請担当者情報入力

部署*

担当者名(漢字)*

担当者名(カナ)*

電話番号*

FAX番号

メールアドレス*

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1)

行政書士登録番号(※2)

代理人名(漢字)*

代理人名(カナ)*

郵便番号*

住所(都道府県)*

(市区町村)*

(丁目番地)*

(ビル名)

電話番号*

FAX番号

メールアドレス*

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。
※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

登録

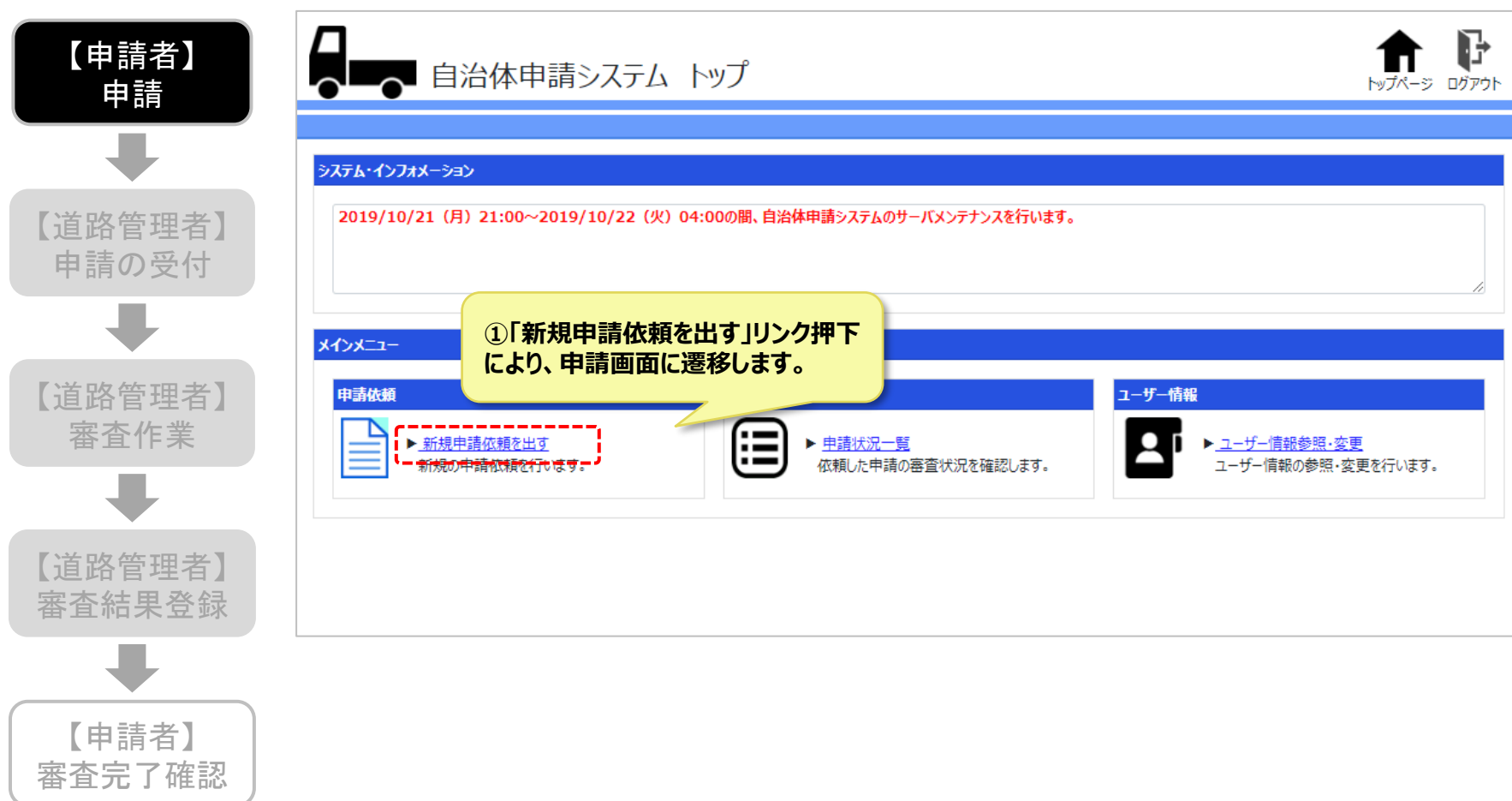
戻る

5. 申請者による道路管理者への申請

5-1. 申請する

1)システムトップ画面から申請画面へ遷移する

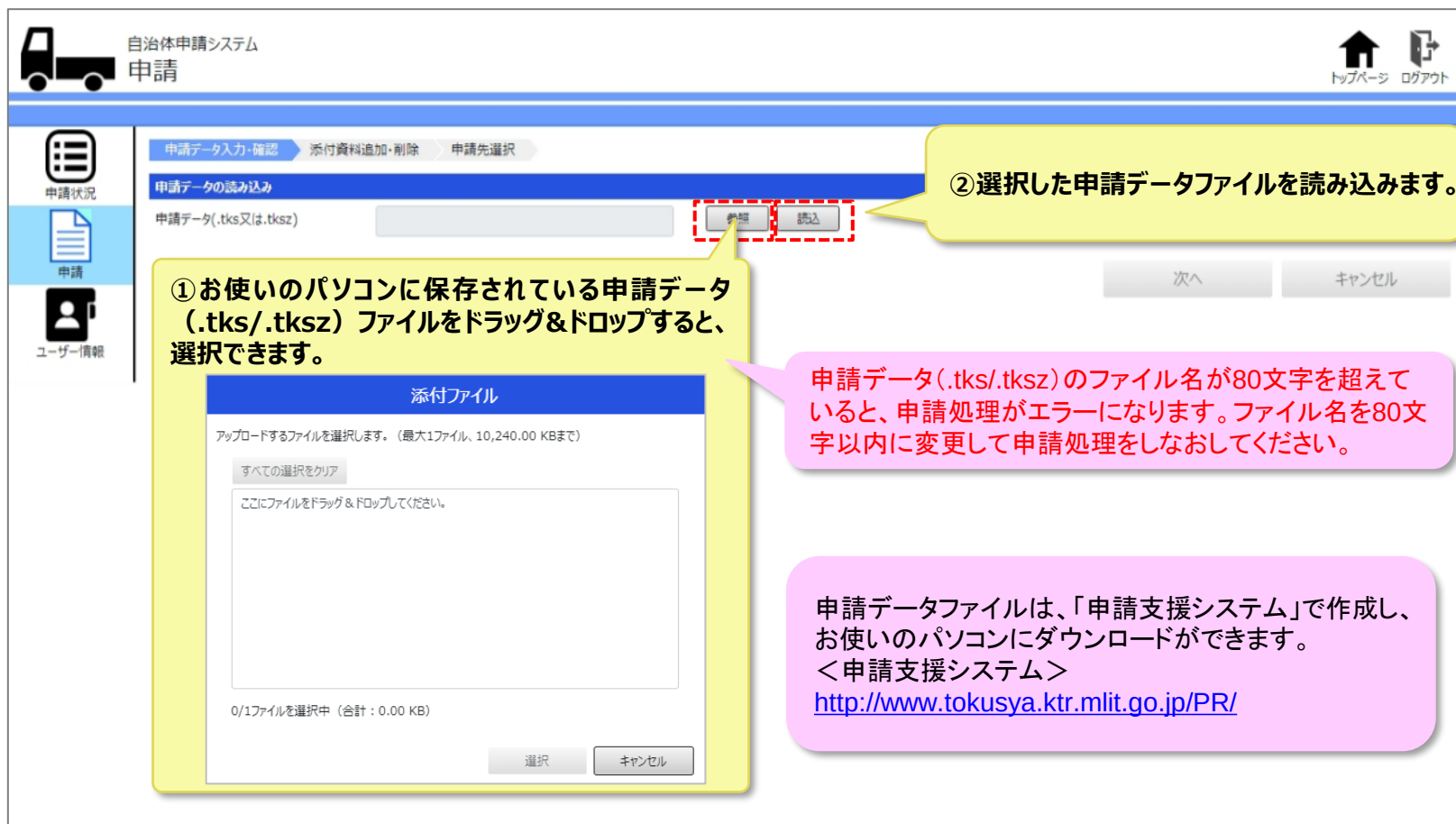
○システムトップ画面から、申請画面へ遷移します。



5-1. 申請する

2) 申請データを自治体申請システムに読み込ませる

○申請支援システムで作成したデータを用い、依頼する申請を作成できます。

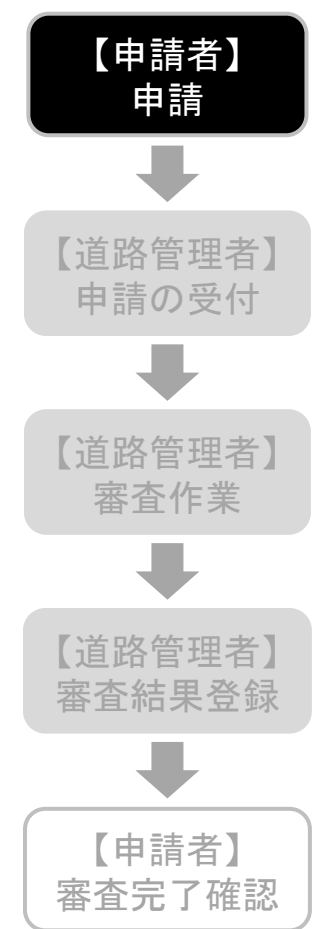



The screenshot shows the '自治体申請システム' (Municipal Application System) interface. The main menu includes '申請データ入力・確認', '添付資料追加・削除', and '申請先選択'. The '申請データの入込み' (Loading Application Data) section is active, showing a text input for '申請データ(.tks又は.tkszs)' and buttons for '参照' (Reference) and '読み込み' (Load). A yellow callout box explains: '①お使いのパソコンに保存されている申請データ(.tks/.tkszs) ファイルをドラッグ&ドロップすると、選択できます。' (You can select application data files (.tks/.tkszs) saved on your PC by dragging and dropping them). Another yellow callout box explains: '②選択した申請データファイルを読み込みます。' (Load the selected application data file). A pink callout box provides a warning: '申請データ(.tks/.tkszs)のファイル名が80文字を超えていると、申請処理がエラーになります。ファイル名を80文字以内に変更して申請処理をしておしてください。' (If the file name of the application data (.tks/.tkszs) exceeds 80 characters, the application processing will result in an error. Please change the file name to within 80 characters and process the application). A final pink callout box provides instructions: '申請データファイルは、「申請支援システム」で作成し、お使いのパソコンにダウンロードができます。<申請支援システム> <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>' (Application data files are created in the 'Application Support System' and can be downloaded to your PC. <Application Support System> <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>). The interface also features a '添付ファイル' (Attachment File) section with a file upload area and a '選択' (Select) button.

5-1. 申請する

3)読み込んだ申請データを確認する(1/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。



自治体申請システム
申請

申請データ入力・確認 添付資料追加・削除 申請先選択

申請データの読み込み
申請データ(.tks又は.tksx) 3001AII_0018366908.tks 参照 読み込み

別な申請データに差し替えるときは、ここから再度申請データを選択・読み込みができます。
※「読み込み」ボタンの押し忘れ注意！

申請データに登録されている内容が表示されます。

申請データの確認

■受付情報	
申請番号	申請日
0018366908	2023/12/27

■申請情報		更新・変更情報	
申請種別	申請区分	前回登録番号	前回申請番号
普通	新規		

■申請者情報	
会社名	あああ
代表者名	山田 太郎(ヤマダ タロウ)
郵便番号	330-9724
住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
電話番号	048-601-3151
担当者名	山田 太郎
担当番号	048-601-3151
FAX番号	
Eメール	yamada.taro@gmail.com
代理人区分	
行政書士登録番号	
代理人名	
郵便番号	
住所	
電話番号	
FAX番号	
Eメール	

■積載貨物				
分類	品名	荷物の寸法		
		幅	高さ	長さ
積載貨物	車・両(自走式)	150 cm	150 cm	200 cm

■申請料額元 (※1)

次ページ参照

申請データの確認

申請番号	申請日	申請種別	申請区分
0018366908	2023/12/27	普通	新規

■積載貨物	
分類	品名
積載貨物	車・両(自走式)

5-1. 申請する

3)読み込んだ申請データを確認する(2/2)

○申請データに登録されている内容が確認できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

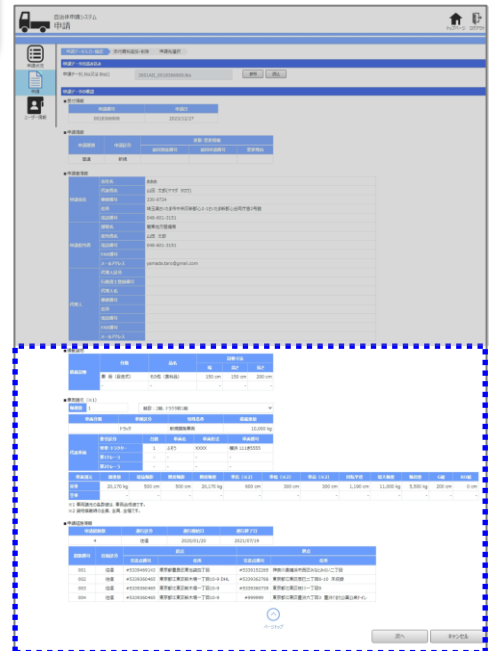
【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

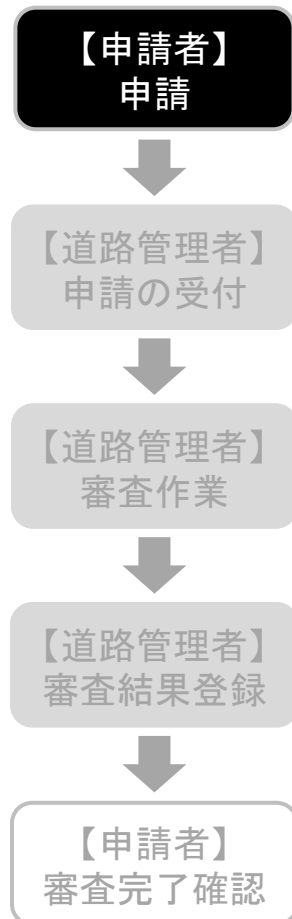
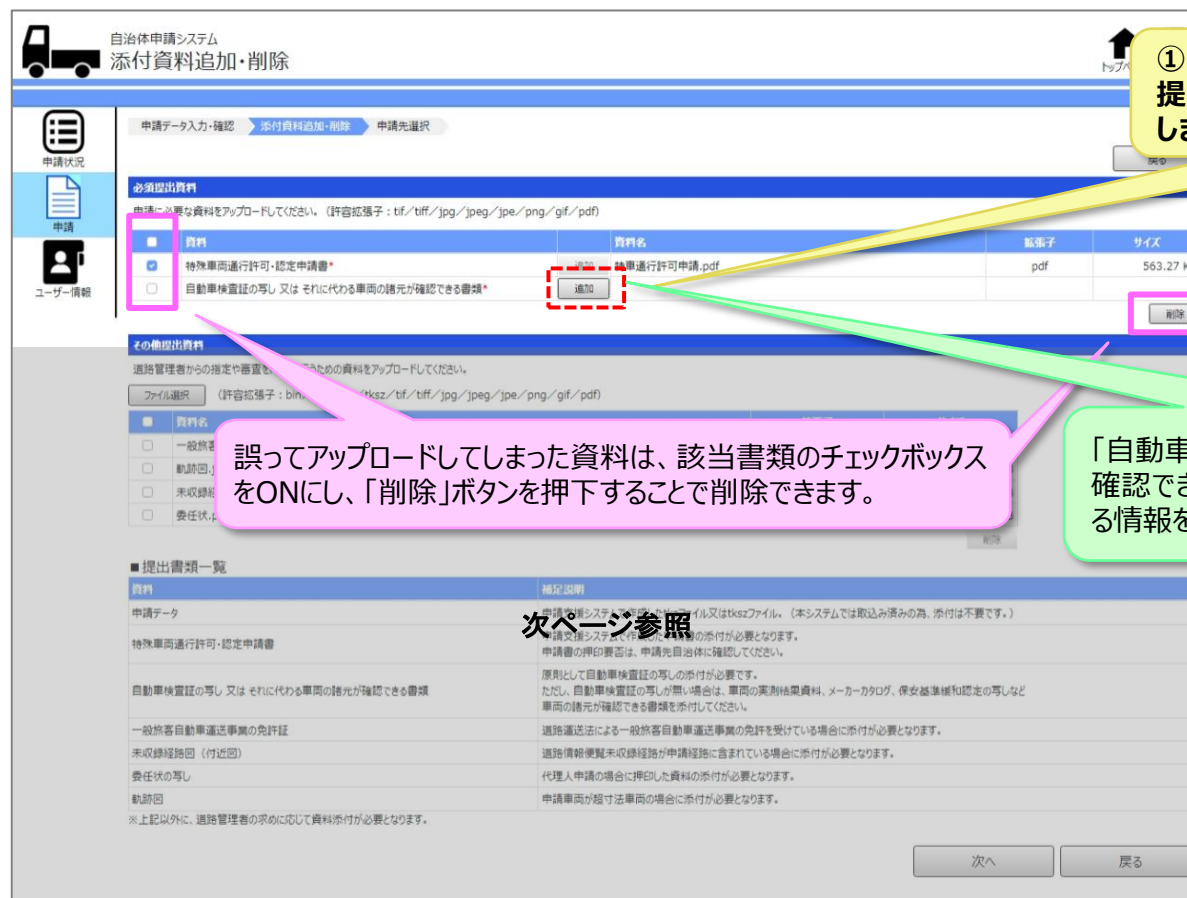
【申請者】審査完了確認



5-1. 申請する

4) 提出資料を添付する(1/2)

○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。

自治体申請システム
添付資料追加・削除

申請データ入力・確認 → 添付資料追加・削除 → 申請先選択

申請状況
申請
ユーザー情報

必須提出資料
申請に必要な資料をアップロードしてください。(許容拡張子: tif/tiff/jpg/jpeg/png/gif/pdf)

資料	資料名	拡張子	サイズ
☒ 資料	特殊車両通行許可・認定申請書*	pdf	563.27 KB
☐	自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類*		

追加 削除

その他提出資料
道路管理者からの指定や審査のために必要な資料をアップロードしてください。
(許容拡張子: bmp/bit/tksz/tif/tiff/jpg/jpeg/jpe/png/gif/pdf)

ファイル選択

資料名

☐ 一般旅客自動車運送事業の免許証
☐ 未収録経路図 (付近図)
☐ 費任状の写し
☐ 軌跡図

■提出書類一覧

資料	補足説明
申請データ	申請書はPDF形式で提出してください。ファイル名は「申請書.pdf」です。(本システムでは取込み済みの為、添付は不要です。)
特殊車両通行許可・認定申請書	申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類	原則として自動車検査証の写しの添付が必要です。ただし、自動車検査証の写しがない場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準値と認定の写しなど車両の諸元が確認できる書類を添付してください。
一般旅客自動車運送事業の免許証	道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
未収録経路図 (付近図)	道路情報便覧未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
費任状の写し	代理人申請の場合に押印した資料の添付が必要となります。
軌跡図	申請車両が短寸法車両の場合に添付が必要となります。

※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

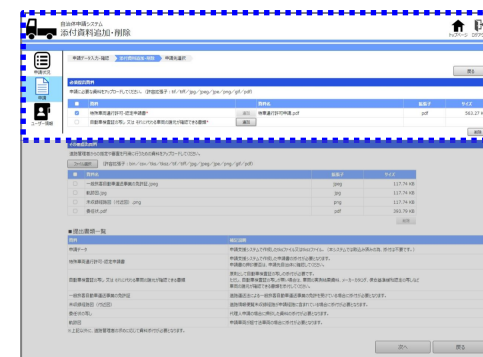
次へ 戻る

①お使いのパソコンに保存されている必須提出資料のファイルを添付 (アップロード) します。

1ファイル10MB以下、全ファイル合計50MB以下までとなります。

誤ってアップロードしてしまった資料は、該当書類のチェックボックスをONにし、「削除」ボタンを押下することで削除できます。

「自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類」には、申請対象のすべての車両に対する情報を1つのファイルに保存して、登録してください。



添付資料追加・削除

申請データ入力・確認 → 添付資料追加・削除 → 申請先選択

申請状況
申請
ユーザー情報

添付資料
申請に必要な資料をアップロードしてください。(許容拡張子: tif/tiff/jpg/jpeg/png/gif/pdf)

資料	資料名	拡張子	サイズ
☒ 資料	特殊車両通行許可・認定申請書*	pdf	563.27 KB
☐	自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類*		

追加 削除

その他提出資料
道路管理者からの指定や審査のために必要な資料をアップロードしてください。
(許容拡張子: bmp/bit/tksz/tif/tiff/jpg/jpeg/jpe/png/gif/pdf)

ファイル選択

資料名

☐ 一般旅客自動車運送事業の免許証
☐ 未収録経路図 (付近図)
☐ 費任状の写し
☐ 軌跡図

■提出書類一覧

資料	補足説明
申請データ	申請書はPDF形式で提出してください。ファイル名は「申請書.pdf」です。(本システムでは取込み済みの為、添付は不要です。)
特殊車両通行許可・認定申請書	申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類	原則として自動車検査証の写しの添付が必要です。ただし、自動車検査証の写しがない場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準値と認定の写しなど車両の諸元が確認できる書類を添付してください。
一般旅客自動車運送事業の免許証	道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
未収録経路図 (付近図)	道路情報便覧未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
費任状の写し	代理人申請の場合に押印した資料の添付が必要となります。
軌跡図	申請車両が短寸法車両の場合に添付が必要となります。

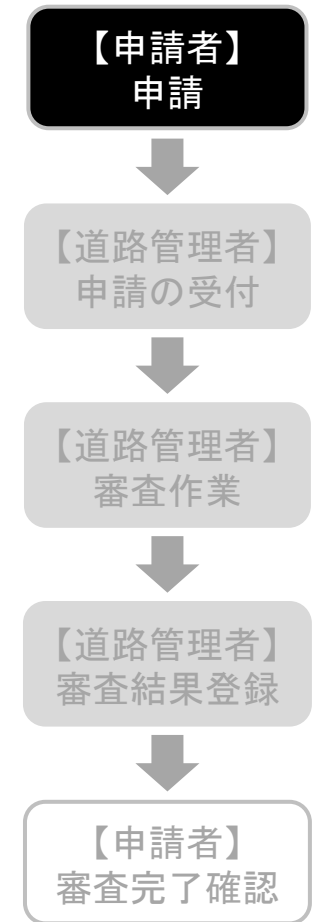
※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

次へ 戻る

5-1. 申請する

4) 提出資料を添付する(2/2)

○申請に必要な提出資料を自治体申請システムから提出できます。
任意の



②申請先選択画面に移ります。

5-1. 申請する

5) 申請先を選択する(1/2)

○申請を提出する道路管理者を選択できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

自治体申請システム 申請先選択

申請データ入力・確認 > 添付資料追加・削除 > **申請先選択**

申請先道路管理者の選択

以下に表示される申請先道路管理者（※）候補は申請データをもとに指定する自治体が管理する区間が含まれることを事前に確認してください。
 ・一括申請は都道府県または政令指定都市以外では受け付けられませんのでご注意ください。
 ※候補が表示されない自治体へのオンライン申請は行えません。

この申請は、都道府県または政令指定都市への一括申請対象です。
 市区町村では申請を受け付けることができません。

☒ 都道府県等が管理する区間を含む申請

■以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

選択	管理者区分	道路管理者	オンライン申請対応状況
☐	都道府県	福島県 会津若松建設事務所	申請できます。
☒	政令指定都市	神奈川県 横浜市	申請できます。
☐	道路公社	福島県道路公社	申請できます。
☐	道路公社	埼玉県道路公社	申請できます。

候補を追加

市区町村が管理する区間のみの申請

■以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加

道路管理者 **次ページ参照**

☐ 埼玉県 川口市

☐ 東京都 中央区

☐ 東京都 江東区

申請先の道路管理者が、都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社の場合はこちらを選択してください。

申請経路に応じた諸注意が表示されます。
 国直轄の国道を経路に含む場合、従来の申請支援システムを利用するよう警告が表示されますが、新規格車の申請などで国への申請が不要な場合は、本システムで都道府県等に申請していただいて問題ありません。

申請データに含まれる都道府県、政令指定都市、地方道路公社、高速道路公社が表示されます。
 この中から申請先を選択してください。

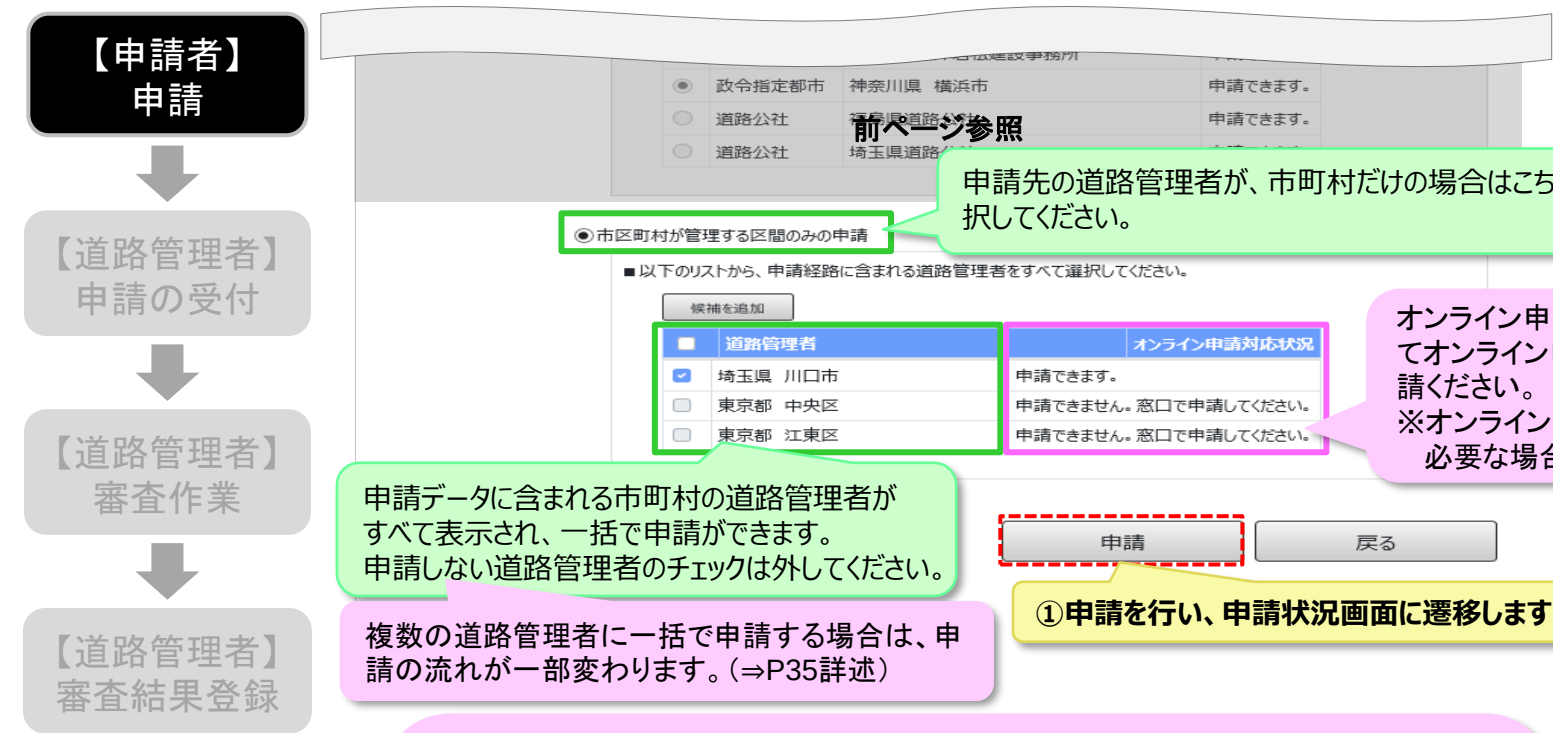
オンライン申請対応状況を表示します。
 本内容を確認してオンライン申請に対応した申請先のみを選択して申請ください。
 ※オンライン申請に対応していない自治体へ申請が必要な場合は、各自治体の窓口へ申請してください。

申請先の道路管理者が表示されない場合は、追加することができます。
 (⇒P34詳述)

5-1. 申請する

5) 申請先を選択する(2/2)

○申請を提出する道路管理者を選択できます。



前ページ参照

申請先の道路管理者が、市町村だけの場合はこちらを選択してください。

☒ 市区町村が管理する区間のみ申請

■以下のリストから、申請経路に含まれる道路管理者をすべて選択してください。

道路管理者	オンライン申請対応状況
☒ 埼玉県 川口市	申請できます。
☐ 東京都 中央区	申請できません。窓口で申請してください。
☐ 東京都 江東区	申請できません。窓口で申請してください。

申請データに含まれる市町村の道路管理者がすべて表示され、一括で申請ができます。申請しない道路管理者のチェックは外してください。

複数の道路管理者に一括で申請する場合は、申請の流れが一部変わります。(⇒P35詳述)

申請 **戻る**

オンライン申請対応状況を表示します。本内容を確認してオンライン申請に対応した申請先のみを選択して申請ください。
※オンライン申請に対応していない自治体へ申請が必要な場合は、各自治体の窓口へ申請してください。

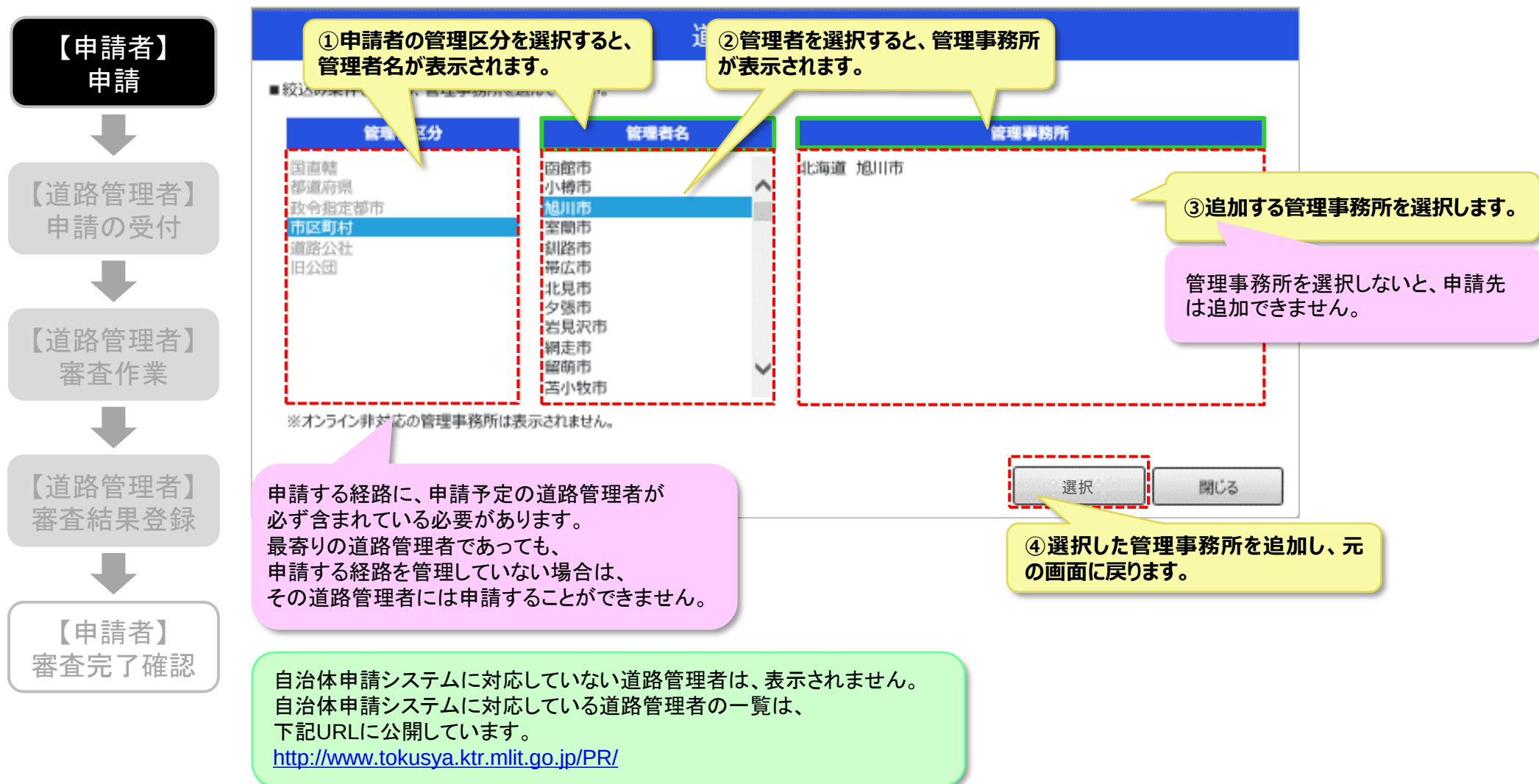
①申請を行い、申請状況画面に遷移します。

- 申請先の道路管理者を設定する上での留意事項
- 申請先道路管理者に関して
申請先として指定する道路管理者は、原則、申請経路に含まれる道路管理者とします。
申請経路に含まれない道路管理者を選択した場合、差戻しの原因となりますので、ご注意ください。
 - 申請先候補に関して
以下の道路管理者は、候補に表示されない、または候補追加できません。
・自治体申請システムに対応していない道路管理者
・特殊車両許可申請窓口でない道路管理者
申請先候補として表示されない道路管理者に申請依頼を行う場合は、窓口へ直接お問い合わせの上、申請してください。
 - 都道府県などが管理する区間を含む申請の依頼先選択に関して
管理区分の異なる申請先がリストに表示された場合、以下に記す優先順位の高い道路管理者を優先して選択してください。
優先順位下位の道路管理者を選択した場合、差戻しの原因となる可能性がありますので、ご注意ください。
＜管理区分の優先順位＞
【優先高】 都道府県＞政令指定都市＞地方道路公社＞高速道路会社 【優先低】

5-1. 申請する

6) 申請先を追加する

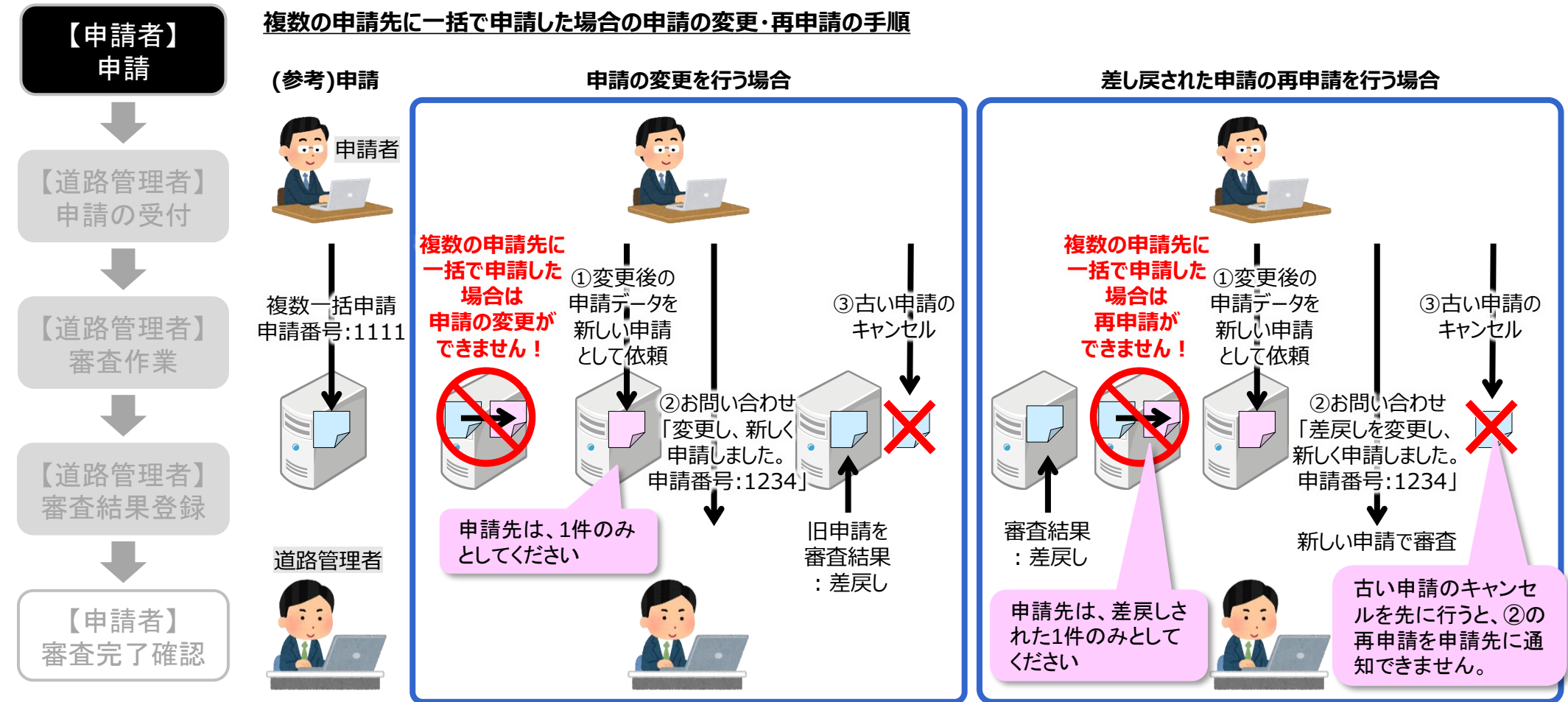
○申請を提出する道路管理者を手動で追加できます。



5-2. 複数の申請先に一括で申請する

1) 複数の申請先に一括で申請する場合

○複数の申請先に一括で申請した場合は、申請内容の変更・再申請（申請内容を変更し申請しなおすこと）はシステム上で行えません。「問い合わせ機能」で道路管理者に連絡し、申請をやり直してください。

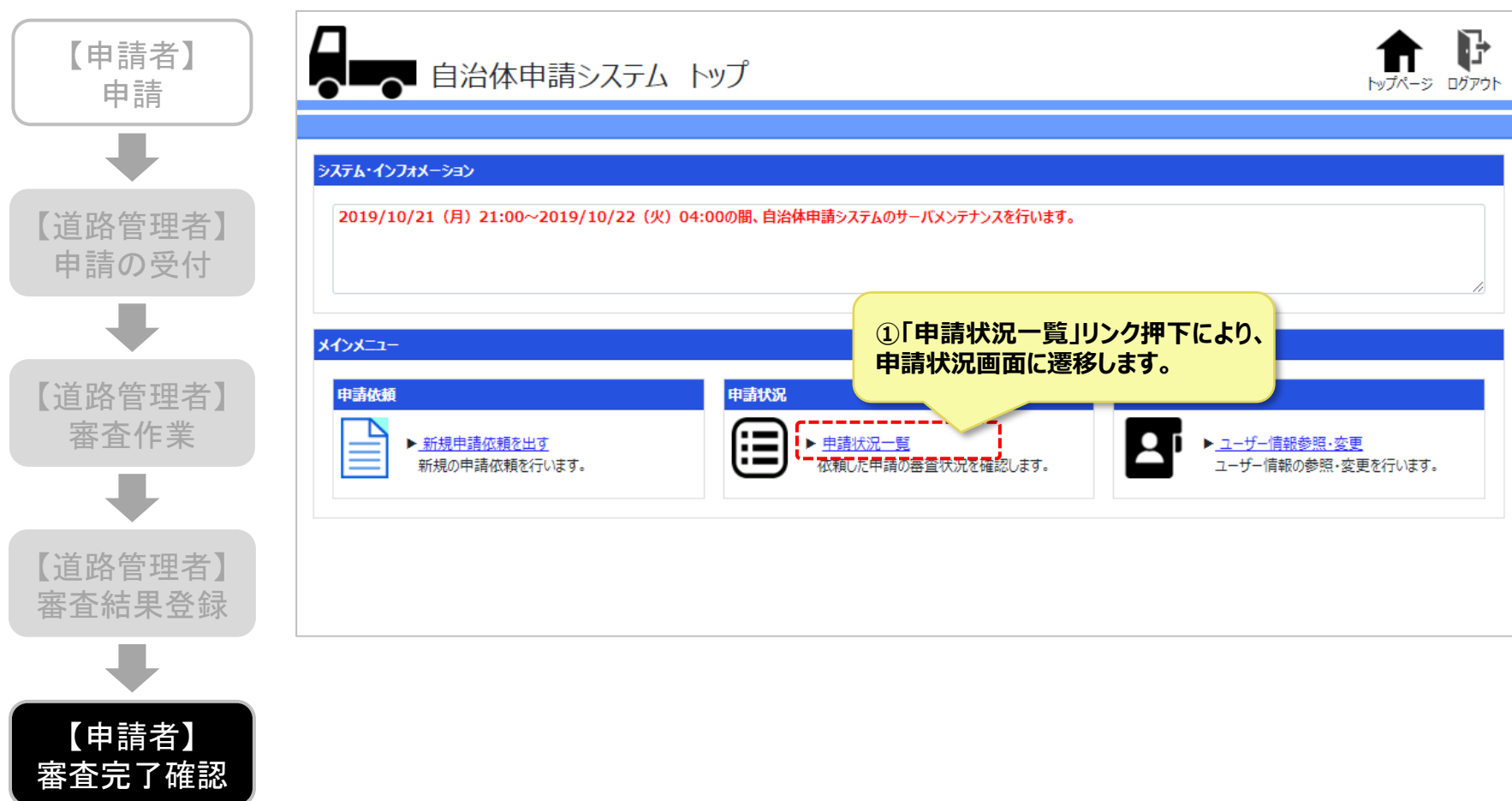


6. 申請内容の確認と変更・審査結果の確認

6-1. 申請状況一覧

1) システムトップ画面から審査状況画面に遷移する

○システムトップ画面から審査状況画面に遷移します。



6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

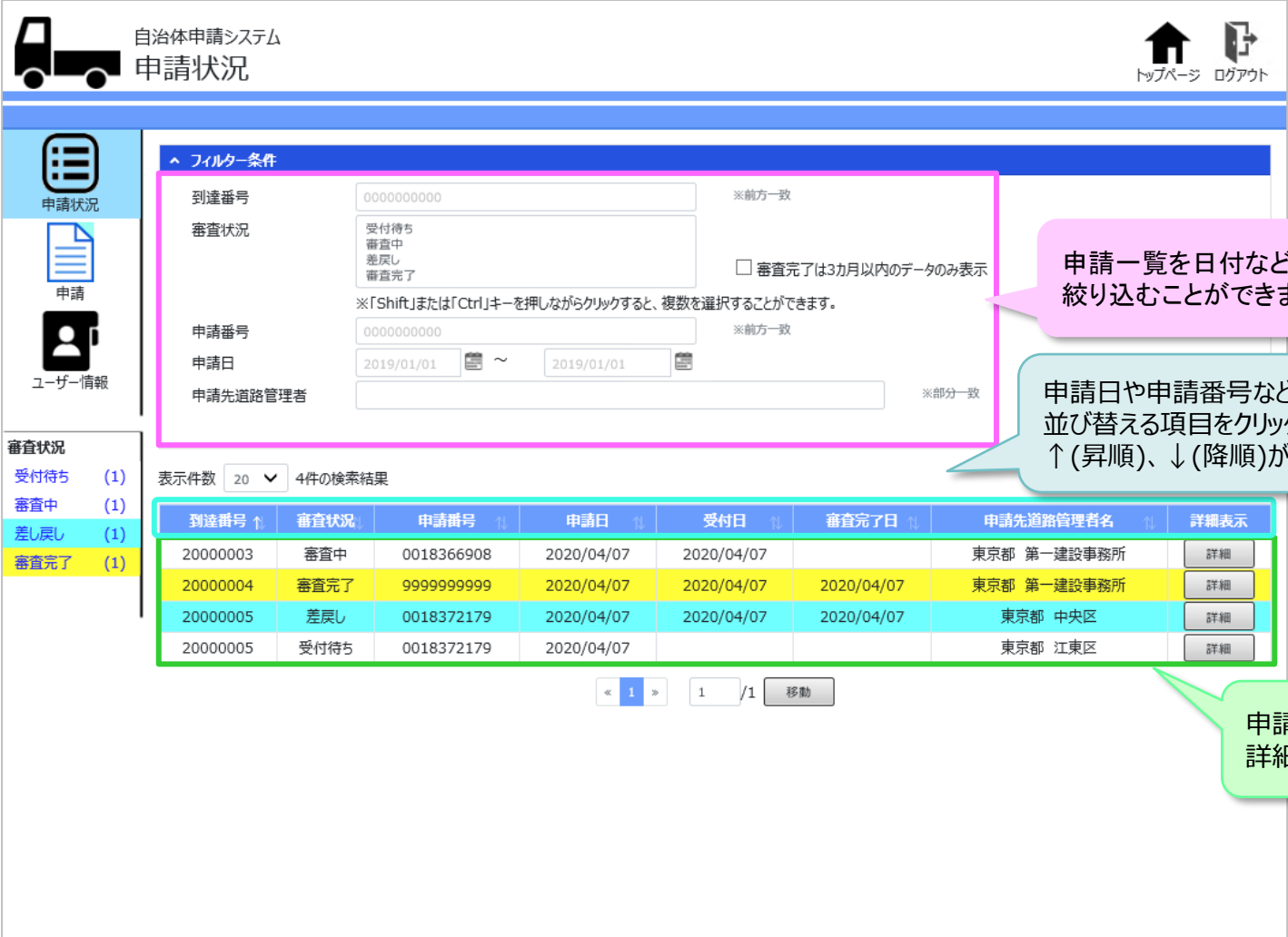
【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認



自治体申請システム
申請状況

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

審査状況

受付待ち (1)

審査中 (1)

差し戻し (1)

審査完了 (1)

表示件数 20 4件の検索結果

到達番号 ↑	審査状況 ↓	申請番号 ↑↓	申請日 ↑↓	受付日 ↑↓	審査完了日 ↑↓	申請先道路管理者名 ↑↓	詳細表示
20000003	審査中	0018366908	2020/04/07	2020/04/07		東京都 第一建設事務所	詳細
20000004	審査完了	9999999999	2020/04/07	2020/04/07	2020/04/07	東京都 第一建設事務所	詳細
20000005	差し戻し	0018372179	2020/04/07	2020/04/07	2020/04/07	東京都 中央区	詳細
20000005	受付待ち	0018372179	2020/04/07			東京都 江東区	詳細

申請一覧を日付などの条件で検索し、絞り込むことができます。

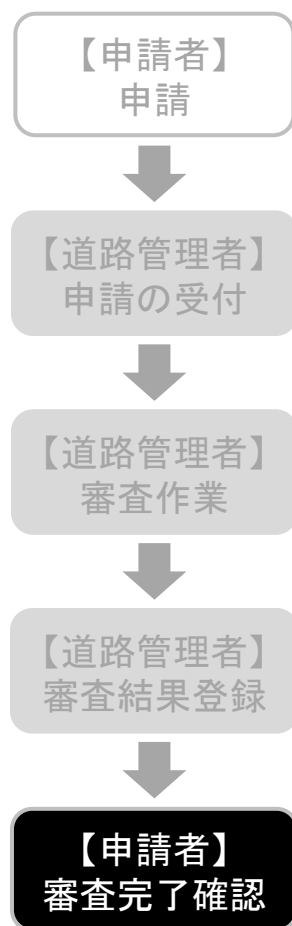
申請日や申請番号などで並び替えができます。並び替える項目をクリックすると、↑(昇順)、↓(降順)が表示されます。

申請が一覧で表示されます。詳細は次ページ

6-1. 申請状況一覧

2) 申請状況画面を確認する(部分)

○審査の進捗に関わらず、依頼中の申請内容を確認できます。



到達番号 ↑	審査状況	申請番号	申請日	受付日	審査完了日	申請先道路管理者名	詳細表示
0000000001	審査完了	0000000002	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10		詳細
0000000002	審査完了	0000000001	2019/09/09	2019/09/09	2019/09/10		詳細
0000000003	審査中	0000000004	2019/09/09	2019/09/09	-		詳細
0000000004	審査完了	0000000003	2019/09/09	2019/09/10	2019/09/13	川崎市 建設緑政局	詳細
0000000005	差戻し	0000000005	2019/09/10	2019/09/10	-	横浜市 道路局	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	藤沢土木事務所	詳細
0000000006	審査中	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	厚木土木事務所	詳細
0000000006	差戻し	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	-	横須賀土木事務所	詳細
0000000006	受付待ち	0000000006	2019/09/11		-	県西土木事務所 小田原土木センター	詳細
0000000006	審査完了	0000000006	2019/09/11	2019/09/11	2019/09/12	神奈川県道路公社	詳細

① 申請の申請状況詳細画面に
遷移します

一度の申請で、複数の申請先に依頼した
場合は、申請先ごとに表示が分かります。

審査状況	
受付待ち	2
審査中	8
差戻し	1
審査完了	14

審査状況(ステータス)に
合わせて該当する申請情
報の絞り込みが行えます。

申請は審査状況に併せて彩色されます。

- 受付待ち
道路管理者が受付処理を行っていない
審査前の申請
- 審査中
審査中の申請(受付処理後)
- 差戻し
申請内容に不備があるなど
差戻している申請
- 審査完了
審査が完了した申請

3) 申請状況詳細を確認する(1/2)

○依頼中の申請内容を確認できます。



自治体申請システム
申請状況詳細

申請状況

申請

ユーザー情報

戻る

■申請状況

審査中

● 審査を行っています。

操作メニュー

申請データ
確認・変更

申請取消

審査結果
確認

問合せ

会社名	特車会社	申請日	2022/02/28
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ ジロウ)	受付日	2022/04/18
担当者名	特車 太郎	審査完了日	
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp	申請手続名	通行許可 普通 新規
代理人名		事業区分	区域
代理人メールアドレス		申請経路数	1
申請先道路管理者	福岡県 福岡市		

■車両諸元 (※1)

軸種数 1

軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

車両分類	車種区分	特殊条件	総重量
II-1	一般セミトレーラ (5t未満)	その他	17,250 kg

車両諸元	総重量	前後軸距	前後軸重	車長 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	目標半径	最大軸重	総重量	G値	RO値
	17,250 kg	16,420 kg	1,438 cm	249 cm	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm	-

申請時の軸種数に応じて、それぞれの軸種に対する車両諸元の表示が可能です。

次ページ参照

車両諸元 (地図表示)	区分	交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	住居	#3030665644	福岡県北九州市若松区二宮3丁目1-1 特車会社若松工場	#3030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地下 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事

申請状況で、
操作できるメニューが異なります。
(⇒P42詳述)

[illegible]

6-2. 申請内容の確認

3) 申請状況詳細を確認する(2/2)

○依頼中の申請経路を地図上で確認できます。



申請者

申請

道路管理者

申請の受付

道路管理者

審査作業

道路管理者

審査結果登録

申請者

審査完了確認

車両種別	総重量	総軸重	前軸輪重	前軸軸重	車長(※2)	車幅(※2)	車高(※2)	回転半径	最大軸重	軸荷重	G値	RO値
実車	31,390 kg	1,026 cm	114 cm	16,420 kg	14.38 m	2.49 m	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm
空車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 車両種別の各数値は、車両合成値です。
※2 貨物搭載時の全長、全高、全幅です。

申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点 交差点番号	住所	終点 交差点番号	住所
001	往復	#5030665644	福岡県北九州市若松区第二島3丁目1-1 特重合同会社若松工場	#5030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事

申請に登録されている経路すべてが表示されます。

①経路番号を押下すると、申請経路地図が表示されます。

申請経路地図表示

経路番号 003

凡例

- 出発地点
- 目的地点
- 申請経路
- 選択した区間
- 交差点

スパン(リンク)情報

シリアル番号	00006
起点交差点番号	#5639600456
終点交差点番号	#5639600600
路線名	一般国道 116号線

表示中のスパンの位置を地図上で確認できます。

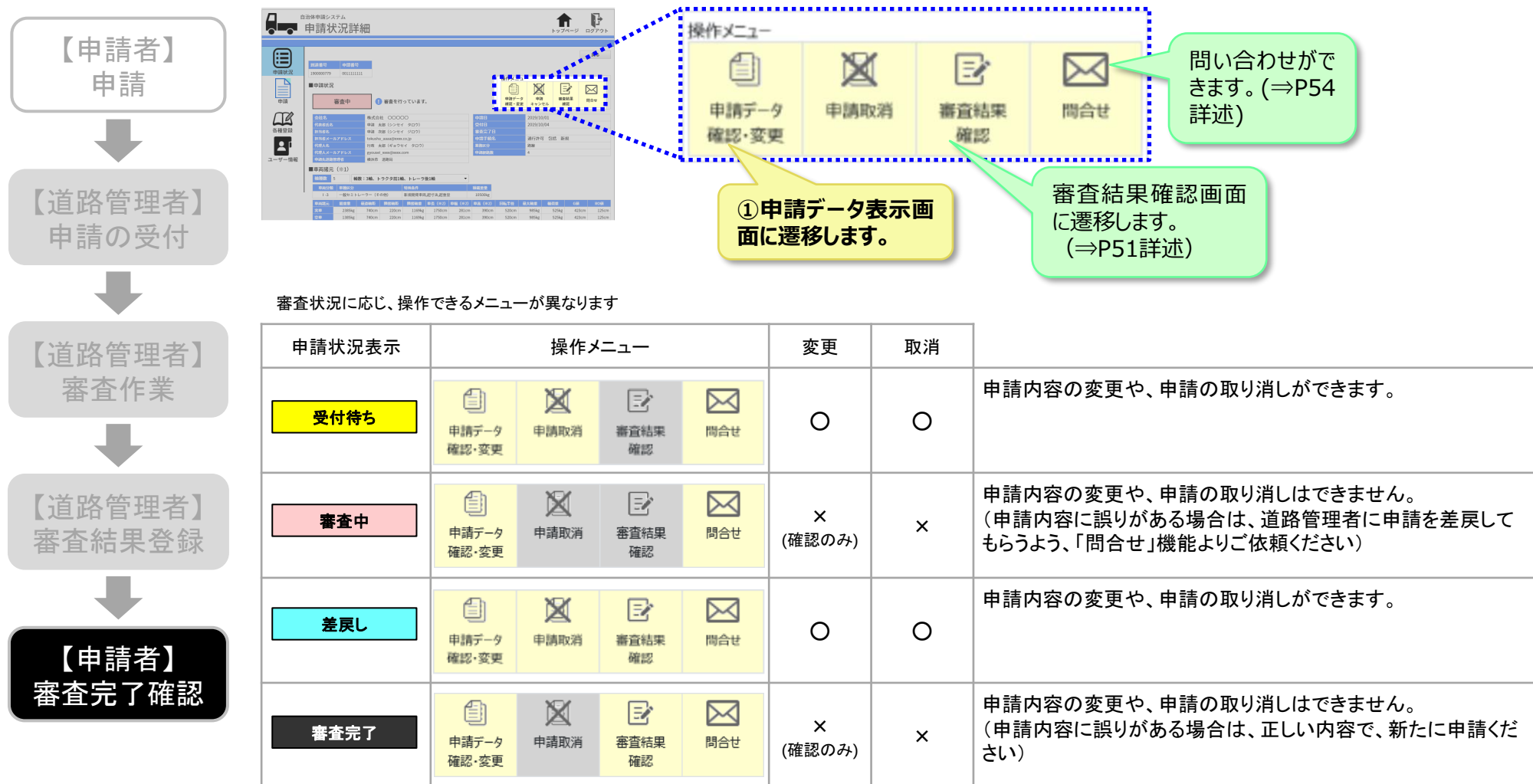
スパン情報が表示されます。

前後のスパンの情報に切り替わられます。

6-2. 申請内容の確認

4) 操作メニューについて

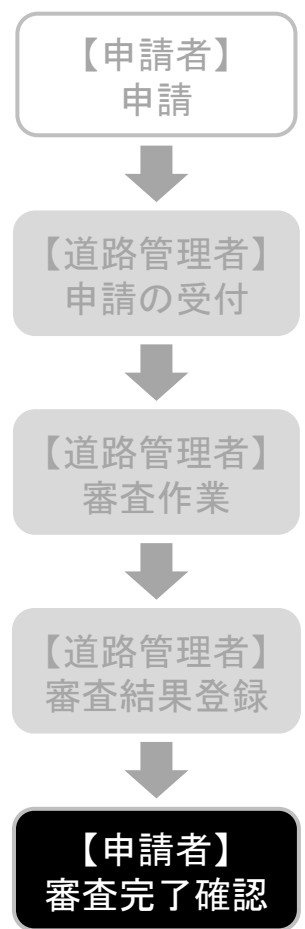
○申請状況に応じ、操作メニューより申請内容の変更や取消ができます。



6-2. 申請内容の確認

5) 申請データの内容を確認する(1/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。



自治体申請システム
申請データ表示

申請状況

申請

ユーザー情報

申請データ変更

申請データの変更ができます。
(⇒P42・P46～50詳述)

申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報		
包括	新規	前回到達番号	前回受理番号	変更理由

申請者情報

申請会社	会社名	株式会社 ○○○○
	代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
	郵便番号	244-0000
	住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
申請担当者	電話番号	024-111-1100
	部署名	○○○部
	担当名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
	電話番号	024-111-1111
代理人	FAX番号	024-111-2200
	メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp
	行政書士登録番号	11111111
	代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
	郵便番号	244-1111
	住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F

積載貨物

積載貨物	分類	品名	貨物寸法		
			幅	高さ	長さ
コンテナ		その他 (○○○○○)	2.50m	2.80m	10.00m

車両諸元 (※1)

軸数数

5 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

車両分類	車種区分	特殊条件	積載重量
1-3	一般セミトレーラー (その他)		10500kg

牽引区分	台数	車両名	車両型式	車両番号
牽引車・トラクター	2	日野		横浜 104 あ 0002

車両諸元等審査に必要な情報が表示されます。

次ページ参照

自治体申請システム
申請データ表示

申請状況

申請

ユーザー情報

申請データ変更

申請データの変更ができます。
(⇒P42・P46～50詳述)

申請情報

申請種別	申請区分	更新・変更情報
包括	新規	前回到達番号

申請者情報

申請会社	会社名	株式会社 ○○○○
	代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
	郵便番号	244-0000
	住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
申請担当者	電話番号	024-111-1100
	部署名	○○○部
	担当名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
	電話番号	024-111-1111
代理人	FAX番号	024-111-2200
	メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp
	行政書士登録番号	11111111
	代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
	郵便番号	244-1111
	住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F

積載貨物

積載貨物	分類	品名	貨物寸法		
			幅	高さ	長さ
コンテナ		その他 (○○○○○)	2.50m	2.80m	10.00m

車両諸元 (※1)

軸数数

5 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸

車両分類	車種区分	特殊条件	積載重量
1-3	一般セミトレーラー (その他)		10500kg

牽引区分	台数	車両名	車両型式	車両番号
牽引車・トラクター	2	日野		横浜 104 あ 0002

6-2. 申請内容の確認

5) 申請データの内容を確認する(2/2)

○自治体申請システムに読み込ませた申請データを参照できます。

【申請者】申請

↓

【道路管理者】申請の受付

↓

【道路管理者】審査作業

↓

【道路管理者】審査結果登録

↓

【申請者】審査完了確認

6-3. 申請の取り消し

1) 申請を取り消す

○審査が始まる前の申請や差戻しされた申請は、取り消すことができます。



自治体申請システム
申請状況詳細

トップページ ログアウト

申請状況

申請

ユーザー情報

到達番号	申請番号
995512003	5512000003

■ 申請状況

差戻し

① 申請が差戻されました。審査結果確認から詳細を確認してください。

申請データ
確認・変更

申請取消

審査結果
確認

問合せ

① 申請取消の確認ダイアログが表示されます。
「確定」を押下することで、申請を取り消すことができます。

会社名	特車合同会社	申請日	2022/02/28
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ シロウ)	受付日	2022/04/18
担当者名	特車 太郎	審査完了日	2022/04/18
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp	申請手続名	通行許可
代理人名		事業区分	区域
代理人メールアドレス		申請経路数	1
申請先道路管理者	福岡県 福岡市		

■ 車両諸元 (※1)

軸数 1

軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

車両分類	車両区分	特殊条件	総重量
II-1	一般セミトレーラ (その他)	その他	17,250 kg

車両諸元	総重量	総軸重	前軸輪距	前軸軸重	車幅 (※2)	車幅 (※2)	車高 (※2)	回転半径	最大軸重	輪荷重	G値	RO値
実車	31,390 kg	1,026 cm	114 cm	16,420 kg	1,438 cm	249 cm	390 cm	868 cm	9,230 kg	4,620 kg	200 cm	0 cm
空車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 車両諸元の各数値は、車両合成値です。
 ※2 貨物搭載時の全長、全高、全幅です。

■ 申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点		終点	
		交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5030665644	福岡県北九州市若松区南二島3丁目1-1 特車合同会社若松工場	#5030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅(仮称)工区建設工事

申請状況が「受付待ち」「差戻し」の時のみ申請の取り消しができます。

① 申請取消の確認ダイアログが表示されます。「確定」を押下することで、申請を取り消すことができます。

操作確認

申請を取消しますか？

確定

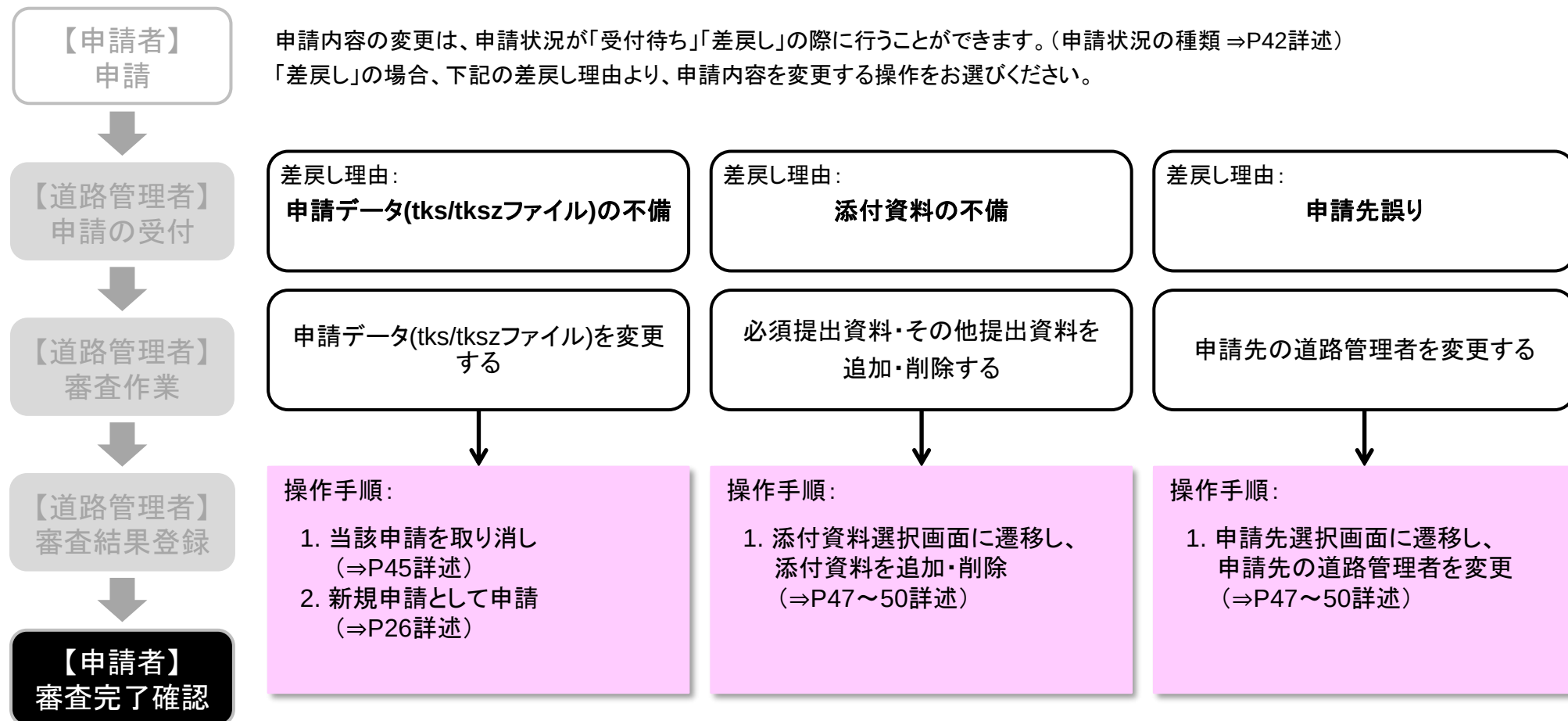
いいえ

45

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

1) 申請内容の変更操作について

○申請内容の変更は、変更する内容により、申請の変更となる場合と新規申請となる場合があります。



6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(1/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。



申請状況が「受付待ち」「差戻し」の時のみ申請データの変更ができます。

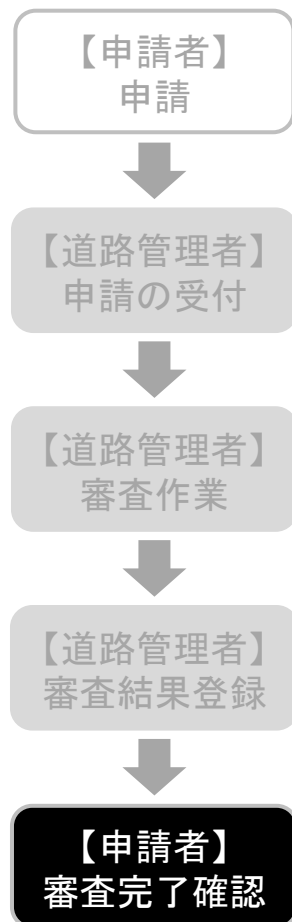
① 申請データ表示画面に遷移します。

② 申請画面に遷移します。

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(2/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。




③お使いのパソコンに保存されている前回と同じ申請データ（tks/tkszsファイル）を選択します。（⇒P27詳述）

④選択した申請データファイルを読み込みます。

⑤添付資料選択画面に遷移します。

申請データ(tks/tkszsデータ)が変更となる場合は、審査内容の変更ではなく、新規申請を行ってください。（⇒P46詳述）

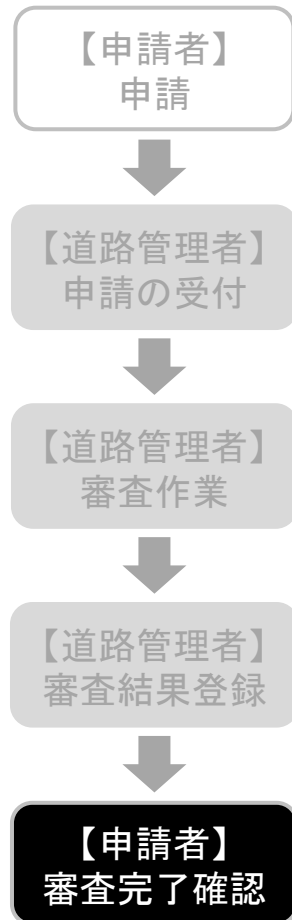
資料	補足説明
申請データ	申請支援システムで作成したtksファイル又はtkszsファイル。（本システムでは読み込みのみ、添付は不要です。）
特殊車両通行許可・認定申請書	申請支援システムで作成した申請書の添付が必要となります。申請書の押印裏面は、申請先自治体に確認してください。
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類	原則として自動車検査証の写しの添付が必要です。ただし、自動車検査証の写しがない場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準値と認定の写しなど車両の諸元が確認できる書類を添付してください。
一般旅客自動車運送事業の免許証	道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
未収経路図（付添図）	道路情報便覧未収経路図が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
委任状の写し	代理人申請の場合に押印した資料の添付が必要となります。
軌跡図	申請車両が短寸法車両の場合に添付が必要となります。

※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

2) 提出資料を変更する(3/3)

○申請に添付した提出資料は、追加や削除ができます。



自治体申請システム
添付資料追加・削除

申請状況
申請
ユーザー情報

申請データ入力・確認 → 添付資料追加・削除 → 申請先選択

戻る

必須提出資料
申請に必要な資料をアップロードしてください。【許可拡張子: tif/tiff/jpg/jpeg/jpe/png/gif/pdf】

資料	資料名	拡張子	サイズ
☒ 特殊車両通行許可・認定申請書*	特殊車両通行許可申請.pdf	pdf	563.27 KB
☐ 自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類*			

追加 削除

その他提出資料
道路管理者からの指定や審査を円滑に行うための資料をアップロードしてください。
【許可拡張子: bin/csv/tks/tksz/tif/tiff/jpg/jpeg/jpe/png/gif/pdf】

ファイル選択

資料名	拡張子	サイズ
☐ 一般旅客自動車運送事業の免許証.jpeg		17.74 KB
☐ 軌跡図.jpg		117.74 KB
☐ 未収録経路図（付近図）.png	png	117.74 KB
☐ 委任状.pdf	pdf	202.70 KB

追加 削除

■提出書類一覧

資料	補足説明
申請データ	申請支援システムで作成したtksファイル又はtkszファイル。（本システムでは取込み済みの為、添付は不要です。）
特殊車両通行許可・認定申請書	申請支援システムで作成した申請書の添付が必要となります。 申請書の押印要否は、申請先自治体に確認してください。
自動車検査証の写し 又は それに代わる車両の諸元が確認できる書類	原則として自動車検査証の写しの添付が必要です。 ただし、自動車検査証の写しがない場合は、車両の実測結果資料、メーカーカタログ、保安基準値と認定の写しなど車両の諸元が確認できる書類を添付してください。
一般旅客自動車運送事業の免許証	道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けている場合に添付が必要となります。
未収録経路図（付近図）	道路情報検索未収録経路が申請経路に含まれている場合に添付が必要となります。
委任状の写し	代理人申請の場合に押印した資料の添付が必要となります。
軌跡図	申請車両が短寸法車両の場合に添付が必要となります。

※上記以外に、道路管理者の求めに応じて資料添付が必要となります。

次へ 戻る

⑥適宜、資料の追加を行ってください。

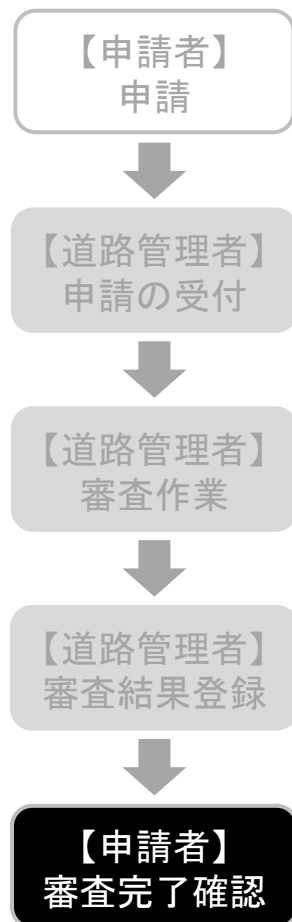
不要な資料は、チェックボックスにチェックを入れ、削除ボタンを押すことで削除できます。

⑦提出資料の更新が終わりましたら、申請先選択画面に遷移します。

6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする

3)再申請する

- 申請先道路管理者を変更できます。
- 差し戻された申請を再申請できます。




自治体申請システム
申請先選択

 トップページ
 ログアウト

 申請状況
 申請
 ユーザー情報

申請データ入力・確認
添付資料追加・削除
申請先選択

戻る

申請先道路管理者の選択

以下に表示される申請先道路管理者（※）候補は申請データをもとに表示していますが、申請経路に、申請先窓口に指定する自治体が管理する区間が含まれることを事前に確認してください。
一括申請は都道府県または政令指定都市以外では受け付けることができませんのでご注意ください。
※候補が表示されない自治体へのオンライン申請は行えません。

この申請は、都道府県または政令指定都市への一括申請対象です。
市区町村では申請を受け付けることができません。

☒ 都道府県等が管理する区間を含む申請

以下からのリストから、申請経路に含まれる道路管理者を1つ選択してください。

候補を追加

選択	管理者区分	候補	オンライン申請対応状況
☐	都道府県		
☒	政令指定都市		
☐	道路公社	福島県道路公社	申請できます。
☐	道路公社	埼玉県道路公社	申請できます。

申請先を変更する場合は、申請先の選択方法（⇒P32～33詳述）

☐ 市区町村が管理する区間のみの申請

以下からのリストから、申請経路に含まれる道路管理者をすべて選択してください。

候補を追加

道路管理者	オンライン申請対応状況
☐ 埼玉県 川口市	申請できます。
☐ 東京都 中央区	申請できません。窓口で申請してください。
☐ 東京都 江東区	申請できません。窓口で申請してください。

申請
戻る

⑧申請ボタンを押すことで、修正した提出資料や変更後の申請先道路管理者を反映し、再申請ができます。

6-5. 審査内容の確認

1) 申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移する

○申請状況詳細画面から審査結果確認画面へ遷移します。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認



自治体申請システム 申請状況詳細

申請状況

到達番号	申請番号
995512001	5512000001

■申請状況

審査完了 ① 審査完了：審査が完了しました。審査結果を確認してください。

操作メニュー

- 申請データ確認・変更
- 申請取消
- 審査結果確認**
- 問合せ

会社名	特車合同会社	申請日	2022/02/28
代表者氏名	特車 次郎 (トクシャ シロウ)	受付日	2022/04/15
担当者名	特車 太郎	審査完了日	2022/04/15
担当者メールアドレス	tokusya.test@tokusya.co.jp	申請手続名	通行許可 普通 新規
代理人名		事業区分	区域
代理人メールアドレス		申請経路数	1
申請先道路管理者	福岡県 福岡市		

■車両諸元 (※1)

軸種数: 1 軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点		終点	
		交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5030665644	福岡県北九州市若松区南二島3丁目1-1 特車合同会社若松工場	#5030334639	福岡県福岡市博多区博多駅前地内 福岡市地下鉄七隈線博多駅

①審査結果確認画面に遷移します。

申請状況が「審査完了」「審査中止」「差戻し」の場合のみ遷移できます。

6-5. 審査内容の確認

2) 審査結果を確認する

○審査結果および許可証の受領方法を確認できます。

【申請者】
申請

↓

【道路管理者】
申請の受付

↓

【道路管理者】
審査作業

↓

【道路管理者】
審査結果登録

↓

【申請者】
審査完了確認



自治体申請システム
審査結果確認

審査が完了すると、申請者のメールアドレスにメールで通知します。

戻る

申請状況

申請

ユーザー情報

▼ 申請データ

申請情報	到達番号	995512001	申請者情報	住所	〒123-4567
	申請番号	5512000001		福岡県北九州市若松区南二島#	
	受理番号	AB004531		会社名	特車合同会社
	申請日	2022/02/28		代表者名	特車 次郎 (トクシャ シロウ)
	通行開始年月日	2022/04/01		担当者名	特車 太郎 ()
	通行終了年月日	2024/03/31		代理人名	()
	申請手続名	通行許可 普通 新規			

■ 審査結果の確認

● 手数料の納付方法は各道路管理者のHP等で確認してください。

審査結果	許可
審査不実・差戻し理由	
その他・連絡事項	通行条件については、別途交付する資料を参照してください。
資料交付方法	窓口交付

申請窓口にて、許可証等の資料を交付いたします。お手数ですが、申請窓口までお越しください。

審査結果が表示されます。
審査結果「差戻し」の場合は、再申請が必要となります。(⇒P46詳述)

戻る

7. 便利に使う

7-1. 問い合わせ

1) 問い合わせ画面へ遷移する

○申請状況詳細表示画面から、問い合わせ画面へ遷移します。



自治体申請システム

申請状況詳細

 トップページ
  ログアウト

 申請状況
  申請
  ユーザー情報

到達番号	申請番号
1900000779	0011111111

■申請状況

審査中

! 審査を行っています。

会社名	株式会社 ○○○○	申請日	2019/10/01
代表者氏名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)	受付日	2019/10/04
担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)	審査完了日	
担当者メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp	申請手続名	通行許可 包括 新規
代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)	業務区分	路線
	evousei_xxxx@xxxx.com		

操作メニュー

 申請データ
確認・変更
  申請
キャンセル
  審査結果
確認
  問い合わせ

※2 貨物積載時の全長、全高、全幅です。

■申請経路

経路番号 (地図表示)	往復 区分	始点		終点	
		交差点番号	住所	交差点番号	住所
001	往復	#5526111111	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町	#5527222222	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目
002	往復	#5087333333	東京都〇〇区〇〇一丁目	#5087999999	東京都江東区新砂一丁目
003	片道	未収録交差点A	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目	未収録交差点B	東京都〇〇区〇〇一丁目
004	片道	未収録交差点C	東京都〇〇区〇〇一丁目	未収録交差点A	神奈川県〇〇市〇〇区〇〇町三丁目

戻る

① 問い合わせ画面に
遷移します。

7-1. 問い合わせ

2) 問い合わせ内容を入力する

○申請者への確認事項などを通知することができます。


自治体申請システム
各種問合せ・連絡

 トップページ
 ログアウト

 申請状況
 申請
 ユーザー情報

メール送信先
福岡県 福岡市

メール件名
メール件名を入力

メール本文
メール本文を入力
(最大1000文字)

※メール件名には「システム名称」「申請番号」、メール本文には「申請年月日」「申請者の会社名」「申請番号」「到達番号」「送信元管理事務所名」が自動挿入されます。

メール送信
戻る

問い合わせ先の道路管理者を確認してください。
※問い合わせメールの送信先注意！

問い合わせ内容は、道路管理者と申請者自身にメールで届きます。

① 問い合わせメール内容確認ダイアログを開き、メールを送信します。

8. ユーザー情報の参照・変更

8-1. ユーザー情報の確認

1) ユーザー情報画面へ遷移する

○システムトップ画面からユーザー情報画面へ遷移します。

自治体申請システム トップ

トップページ ログアウト

システム・インフォメーション

2019/10/21 (月) 21:00~2019/10/22 (火) 04:00の間、自治体申請システムのサーバメンテナンスを行います。

メインメニュー

申請依頼

▶ [新規申請依頼を出す](#)
新規の申請依頼を行います。

申請状況

▶ [申請状況一覧](#)
依頼した申請の審査状況を確認します。

ユーザー情報

▶ [ユーザー情報参照・変更](#)
ユーザー情報の参照・変更を行います。

①「ユーザー情報参照・変更」リンク押下により、ユーザ情報画面に遷移します。

8-1. ユーザー情報の確認

2) ユーザー情報を確認する

○企業として登録されている情報・ユーザーとして登録されている情報が確認できます。


自治体申請システム





申請状況


申請


ユーザー情報

ユーザー情報

申請会社情報

会社名	株式会社 ○○○○
代表者名	申請 太郎 (シンセイ タロウ)
郵便番号	244-0000
住所	神奈川県横浜市○○区○○町111-222 ○○ビル4階
電話番号	024-111-1100

申請担当者情報

ユーザーID	000000000000010
担当者名	申請 次郎 (シンセイ ジロウ)
部署名	○○○部
電話番号	024-111-1111
FAX番号	024-111-2200
メールアドレス	tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報

ユーザーID	000000000000010
代理人名	行政 太郎 (ギョウセイ タロウ)
代理人区分	行政書士 (続柄: ○○)
行政書士登録番号	11111111
郵便番号	244-1111
住所	神奈川県横浜市△△区△△町1-1 ○○ビル6F
電話番号	024-999-1100
FAX番号	024-999-1111
メールアドレス	gyousei_xxxx@xxxx.com

申請元となる企業に紐づく情報が表示されます。

ログイン中のアカウントが「申請者区分：代理人」の場合のみ表示されます。

①ユーザー情報設定・変更画面に遷移します

パスワード変更はこちらから行います

パスワード変更

情報変更

8-2. ユーザー情報の変更

1) ユーザー情報の変更(1/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

自治体申請システム
ユーザー情報設定・変更

トップページ ログアウト

戻る

申請状況
申請
ユーザー情報

「*」付きの項目は必須入力です。

申請会社情報

法人区分* (法人区分を選択)

会社名* OOOO

代表者名(漢字)* 申請 太郎

代表者名(カナ)* シンセイ タロウ

郵便番号* 244 - 0000 住所自動設定

住所(都道府県)* (都道府県を選択)

(市区町村)* 横浜市〇〇区

(丁目番地)* 〇〇町111-222

(ビル名) 〇〇ビル4階

電話番号* 024 - 111 - 1100

申請担当者情報入力

部署* OOO部

担当者名(漢字)* 申請 次郎

担当者名(カナ)* シンセイ ジロウ

電話番号* 024 - 111 - 1111

FAX番号 024 - 111 - 2200

メールアドレス* tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1) 行政書士 続柄を入力

行政書士登録番号(※2) 111111111

代理人名(漢字)* 行政 太郎

申請元となる企業情報が変更
できます。

次ページ参照

自治体申請システム
ユーザー情報設定・変更

トップページ ログアウト

戻る

申請状況
申請
ユーザー情報

「*」付きの項目は必須入力です。

申請会社情報

法人区分* (法人区分を選択)

会社名* OOOO

代表者名(漢字)* 申請 太郎

代表者名(カナ)* シンセイ タロウ

郵便番号* 244 - 0000 住所自動設定

住所(都道府県)* (都道府県を選択)

(市区町村)* 横浜市〇〇区

(丁目番地)* 〇〇町111-222

(ビル名) 〇〇ビル4階

電話番号* 024 - 111 - 1100

申請担当者情報入力

部署* OOO部

担当者名(漢字)* 申請 次郎

担当者名(カナ)* シンセイ ジロウ

電話番号* 024 - 111 - 1111

FAX番号 024 - 111 - 2200

メールアドレス* tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

申請代理人情報入力

代理人区分*(※1) 行政書士 続柄を入力

行政書士登録番号(※2) 111111111

代理人名(漢字)* 行政 太郎

代理人名(カナ)* シンセイ タロウ

郵便番号* 244 - 1111 住所自動設定

住所(都道府県)* (都道府県を選択)

(市区町村)* 横浜市〇〇区

(丁目番地)* 〇〇町111-222

(ビル名) 〇〇ビル4階

電話番号* 024 - 111 - 1100

FAX番号 024 - 111 - 1111

メールアドレス* gponet_kana@xxxx.co.jp

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。
※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

次ページ参照

8-2. ユーザー情報の変更

2) ユーザー情報の変更(2/2)

- 企業情報の変更ができます。
- ユーザー情報(本人・代理人)の変更ができます。

担当者名(カナ) * シンセイ ジロウ

電話番号 * 024 - 1111 - 2200

FAX番号 * 024 - 1111 - 2200

メールアドレス * tokusha_aaaa@xxxx.co.jp

前ページ参照

申請代理人情報入力

代理人区分 * (※1) 行政書士 続柄を入力

行政書士登録番号 (※2) 11111111

代理人名(漢字) * 行政 太郎

代理人名(カナ) * ギョウセイ タロウ

郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定

住所 (都道府県) * 神奈川県

(市区町村) * 横浜市△△区

(丁目番地) * △△町1-1

(ビル名) * ○○ビル6F

電話番号 * 024 - 999 - 1100

FAX番号 * 024 - 999 - 1111

メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。

※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

変更 戻る

ページトップ

ログイン中のアカウントが「申請者区分：代理人」の場合のみ表示されます。

①入力された内容を保存し、ユーザー情報画面に遷移します。

国土交通省システム ユーザー情報変更

戻る

※1 社会保険番号は必須入力です。

個人区分 * (本人区分を選択)

会社名 * OOOO

代表者名(漢字) * 代表 太郎

代表者名(カナ) * シンセイ タロウ

郵便番号 * 244 - 1111 住所自動設定

住所 (都道府県) * 神奈川県

(市区町村) * 横浜市△△区

(丁目番地) * △△町1-1

(ビル名) * ○○ビル6F

電話番号 * 024 - 999 - 1100

FAX番号 * 024 - 999 - 1111

メールアドレス * gyousei_xxxx@xxxx.com

※1 代理人区分に「その他」を選択した場合、続柄の入力が必須となります。

※2 代理人区分に「行政書士」を選択した場合、行政書士登録番号の入力が必須となります。

変更 戻る

ページトップ

9. システムから送信するメール

9-1. システムから送信するメールの種類

・本システムからの各種通知は、以下のメールアドレスより、ご登録いただいたアドレス宛に送信されます。

Mail: ktr-tokusya-jichitai@mlit.go.jp

申請受付

道路管理者により受付処理が行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請受付通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者により受付処理が行われました。

本メールは道路管理者の受付処理が行われた時点で送信される自動配信メールです。
道路管理者による審査後に許可書等が発行されます。

申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948

差戻し

道路管理者により申請の差戻しが行われたタイミング

✉【自治体申請システム】申請差戻し通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者により差戻しが行われました。

差戻しされた申請内容を確認したい場合は
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】

審査完了

道路管理者による審査が完了したタイミング

✉【自治体申請システム】審査完了通知

(申請者名)様

貴殿から発送された特殊車両通行許可申請について道路管理者による審査が完了しました。

審査結果等については
自治体申請システムにご自身のIDでログインし、
「申請状況」からご確認ください。

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所
審査結果 : 許可
資料交付方法: 窓口交付

問合せ

審査者が問合せ画面にて申請先へ問合せしたタイミング

✉【自治体申請システム】xxxxx(任意入力)

<道路管理者からの問い合わせ内容>

<申請内容概要>

申請日 : 2020年4月1日
申請者 : ◆◆株式会社
申請番号 : 0000010948
到達番号 : 1900000001
道路管理者 : ●●県△△建設事務所

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせ

ユーザ登録完了

ユーザ新規登録画面からユーザ登録したタイミング

✉【自治体申請システム】ユーザ登録完了

(申請者名)様

自治体申請システムへのユーザ登録が完了しました。
下記URLからシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>

ユーザID: xxxxxxxxxx
初期パスワード: *****

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで

パスワード再発行完了

パスワード再発行画面からパスワード再発行を行ったタイミング

✉【自治体申請システム】パスワード再発行完了

(申請者名)様

パスワード再発行が完了しました。
下記パスワードでシステムにログインし、ご利用ください。

<ユーザ登録情報>

ユーザID: xxxxxxxxxx
再発行パスワード: *****

【自治体申請システム】

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_shinsei/

本メールは、送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けで

10. 用語集

【あ行】

用語		解説
あ	アウトリガー	クレーン付きトラックやラフテレーンクレーンなどの作業時に車体を安定させるため、横に張り出した脚のようなものをいいます。
い	一般セミ	一般のセミトレーラ連結車の略称です。海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両を指します。
	一般的制限値	道路法（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）において定められている車両諸元の制限値（最高限度）に基づく制限です。この制限値を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行許可が必要となります。
え	A条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち「徐行等の特別の条件を付さない」ものをいいます。
	A活荷重 B活荷重	車両など交通物の活荷重のことをいいます。A活荷重とB活荷重の区分が存在し、高速道路や国道のような道路の橋はB活荷重を適用し、それ以外の橋は大型自動車の交通状況に応じてA活荷重かB活荷重を適用します。
お	重さ指定道路	総重量の一般的制限値を長さ及び軸距に応じて最大25tとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。 重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html
	オンライン申請	国土交通省から提供されているシステムを使った申請方法で、インターネットを利用して、特殊車両通行許可申請の「申請」、「受付」、「許可」をおこなうものです。
	オープントップバン	バンのうち、屋根のないものをいいます。車両制限令上もバン型の車両として取り扱われます。

【か行】

用語		解説
か	海コン	「海上コンテナ用セミトレーラ連結車」の略称です。1974年に長さ20フィート高さ8フィート6インチ海上コンテナが正式に規格化されました。海上コンテナ(輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの)を運搬するセミトレーラ連結車をいいます。国際物流において重要な役割を担っているため、ほとんどが国際標準化機構(ISO) コンテナ委員会が定めた規格にしたがったものです。
	舵取り装置	ステアリング機構の意味で用いられる用語です。車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル(ステアリングホイール)を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	カプラ/カプラオフセット	トラクタ(けん引車)がセミトレーラを連結する連結装置を「カプラ」といいます。なお、後輪軸上からどの位置にカプラがあるのかを示したものを「カプラオフセット」といいます。
	簡易算定図	「特殊車両通行許可限度算定要領」の別紙[附]「許可限度要領の簡易算定方法」に基づき概略の検討を行う場合に用いるグラフです。最遠軸距dと軸重配分比 α を用いて読み取ります。
き	軌跡図	許可車両の長さの算定の際、交差点などの折進時の通行可否を判断する図をいいます。車両の幅又は長さが特殊車両通行許可限度算定要領により、算定できる範囲を超える場合(超寸法車両)等に作成し、申請の際添付します。
	基本図	橋梁等の主要部材の種類(主げた、横げた、縦げた及び床版)のそれぞれについて車両の分類ごとに橋梁等の部材に生ずる応力が、TL-20設計活荷重と等価となる車両の総重量又は軸重を通行条件の区分ごとに図示したものをいいます。算定要領で示され、部材の許可限度重量を求めるための基本となります。

【か行】

用語		解説
き	基本補正係数	「特殊車両通行許可限度算定要領」に基づき許可車両の重量を算定する場合に用いる補正係数(K)を求めるための基本となる係数K1～K5をいいます。 K1: 設計示方書及び橋格の相違による設計活荷重に関する補正および支間等 K2: 設計応力度と実応力度の相異による補正を行うための係数 K3: 路面の凹凸等の状況による補正を行うための係数 K4: 部材の腐食、損傷等の程度及び断面の過不足等による補正を行うための係数 K5: 交通状況及び将来の供用期待年数等による補正を行うための係数
	協議	道路法第47条の2第2項に基づき、道路管理者を異にする二以上の道路に係る申請に対して一の道路管理者が許可しようとするときは、他の道路管理者と協議することとなります。
	許可書	申請のとおり許可されたことを証明する公文書のことをいいます。
	許可条件	道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、特殊車両の通行許可に際して道路管理者が付す通行条件を指します。
	狭小幅員	道路情報便覧に収録されている道路幅に関する対象箇所です。スパン内(交差点から次の交差点間)内での最小幅員を対象としています。
	曲線部障害	道路情報便覧に収録されているカーブの対象箇所、車道幅員と曲線半径との関係において、スパン内(交差点から次の交差点間)内で最も厳しい箇所を対象としています。
	キングピン	セミトレーラがけん引車と連結される部分の連結装置のことです。道路運送車両の保安基準第2条において、セミトレーラにあっては、キングピンの中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離を車両の長さとする旨が定められています。
	K値	基本補正係数のことをいいます。

【か行】

用語		解説
こ	合成車両	包括申請の場合、トラクタ・トレーラごとの車両諸元を、通行条件が最も厳しくなるよう合成したものをいいます。
	構造令	道路構造令の略称です。道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
	個別的制限	道路法第47条第4項に基づき、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量の制限（車両制限令第5条～第11条参照）を行う場合をいいます。
	コンテナ用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。コンテナを運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現にコンテナを運搬しているものをいいます。

【さ行】

用語		解説
さ	最遠軸距	車両制限令においては、連結車の場合、連結した状態における最前軸と最後軸の軸間距離をいいます。
	最小回転半径	車両の回転性能の指標の1つで、車両を最も急激に旋回させた際のわだちの半径をいいます。
	最小隣接軸距	隣り合う軸間距離のうち、最小値のものをいいます。
	算定要領	特殊車両通行許可限度算定要領の略称です。申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準です。
し	軸距	車軸の軸間距離（車軸中心の水平距離）の略称です。
	軸種	車両における車軸位置と軸数の組み合わせの種類のことをいいます。
	軸種数	申請車両の軸種の数のことをいいます。
	軸重	1本の車軸にかかる重さのことをいいます。車両制限令上、最高限度は10tとされています。
	軸重配分比(α)	申請された車両総重量を当該車両の申請軸重のうち最大の軸重で除した数値をいいます。
	自治体申請システム	国土交通省から提供されているシステムを使った申請受付方法で、インターネットを利用して、地方自治体に対して特殊車両通行許可申請の「受付」をおこなうものです。
	指定道路	道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された大型車誘導区間の道路。高速道路・直轄国道・地方管理道路などが大型車誘導区間となります。

【さ行】

用語		解説
し	自動車の運搬用	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総直量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。自動車を運搬することを目的として設計された、あるいは専らそのために使用されている車両で、現に自動車を運搬しているものをいいます。
	車軸	車輪と車輪の間にかかる軸のことをいいます。
	車両制限令	道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令です。
	車両分類	特殊車両通行許可限度算定要領「車両寸法による分類」参照。車両の幅と長さによって分類されます。
	車限令	車両制限令の略称です。
	車両占有幅	車両が通行するのに必要な車道幅員のことで、申請車両の幅、長さの算定に際して用いられます。
	重セミトレーラ	重量物運搬用で道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準の緩和を受けているセミトレーラをいいます。発電機や建設機械などの重量のある積載物等を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラなどを除く。）
	準用	審査する際に過去の実績を用いて、同じ審査結果を適用することをいいます。
	上空障害	道路情報便覧に収録されている高さに関しての対象箇所。トンネル（ボックスカルバート等を含む）、下路式橋梁（トラス橋等）、道路橋、鉄道橋、及び横断歩道橋等の構造物の建築限界が道路横断方向に車道端から車道端までの範囲内で空間高が4.5m未満の箇所を全て対象としています。

【さ行】

用語		解説
し	条件書	特殊車両通行許可に際して付す書類の一つで、許可に際しての通行条件を記したものをいいます。
	C条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置する」、寸法に関して「徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置する」というものをいいます。
	徐行	橋梁・交差点・屈曲部・狭小部・上空障害箇所等、車両が直ちに停止することができる速度で進行することをいいます。
	新規開発車両	新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両をいいます。
	新規格車	平成5年11月25日の車両制限令の改正による総重量の最高限度に適合する車両を指します。高速自動車国道及び重さ指定道路を特殊車両通行許可を得ることなく通行できます。（その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要）
	G値	各軸の車輪と車輪の中心間距離（最外輪中心間距離）をいいます。
す	重要物流道路	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が路線を指定し、機能強化や重点支援を実施する道路輸送網を指します。
	ステアリング機構	車両の進行方向を変えるためのシステムのことをいいます。ハンドル（ステアリングホイール）を回転するとその量に応じてタイヤは角度を変え、車両が旋回します。車軸に付いているタイロッドという横棒の部品が左右に移動し、タイヤの向きを変えます。
	スパン	特殊車両交差点間の道路をスパンと呼んでいます。

【さ行】

用語		解説
せ	制限標識	「道路法」に基づく橋梁等における重量制限並びにトンネル等における高さ制限、または個別的制限がなされる道路において、掲げられた道路標識の事です。 橋梁、トンネル等による制限の場合は、標識の明示が義務付けられています。
	背高	一般的には9フィート6インチの海上コンテナのことをいいますが、高さがある積載物、または積載状態のことを背高と呼ぶこともあります。
	背高海コン	海上コンテナ用セミトレーラ連結車であってもコンテナの高さが、通常の高コン(8フィート6インチ)より1フィート高い9フィート6インチであるコンテナを「背高海上コンテナ」といい、高さが4.1mまで許可されます。(通行経路は「高さ指定道路」に限定)
	Z係数	超重量車両の許可限度重量の算定の際に、算定要領のD条件による許可限度重量に掛ける係数のことをいいます。
	セミトレーラ	積載物の直屈の相当部分を、連結装置を介してけん引車にもたせかける構造のトレーラ(被けん引車)。(→フルトレーラ、連結装置)
そ	措置命令	道路管理者が「車両制限令の一般制限値を超える車両を通行させた者」、「特殊車両通行許可に付した通行条件に違反して車両を通行させた者」、「車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて者」に対して、通行の中止、総重量の軽減、徐行、その他通行の方法について道路管理者が必要な措置を講じることを命令する行政処分のことです。

【た行】

用語	解説
た 第5輪荷重	道路運送車両法施行規則第35条の3において、「セミトレーラを牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重」をいいます。
高さ指定道路	高さの一般的制限値を4.1mとするものとして各道路管理者が指定した道路をいいます。重さ指定道路は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html
ダブルス	連結車のうち、トラクタ(けん引車)＋セミトレーラ＋フルトレーラという組み合わせで運行されるものをいいます。被けん引車を2台連結していることからこう呼ばれます。
タンク型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つ。液体等運搬用のタンクを荷台に固定した液体用タンク車の他、粉粒体運搬車、コンクリートミキサー車等を含みます。
単車	連結されておらず、自走できる車両のことをいいます。(例:トラック、建設機械等)
ち 超重量	「超重量車両」の略称。算定要領による許可限度重量を超える車両のことをいいます。
超寸法	「超寸法車両」の略称。算定要領による許可限度寸法を超える車両のことをいいます。
つ 通行計画書	超寸法・超重量車両に係る申請に際して通行時間・誘導方法・待避場所の位置等を記載して提出する書類ことをいいます。
通行条件	道路法第47条の2に基づき、特殊車両の通行を許可する場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を付すこととなっており、その条件は所定の様式に従った条件書を添付して行うこととなっています。重量に関する条件A～D、寸法に関するA～C、通行時間帯、超重量、超寸法車両に関しては橋梁等での走行位置の指定等の条件があります。

【た行】

用語	解説
て D条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行、通行禁止および該当車両の前後に誘導車両を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で該当車両が通行することを条件とします。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する」ものをいいます。
tkzデータ、tkszデータ	申請支援システムを利用して作成した申請書の電子データ(拡張子が「.tkz」または「.tksz」)をいう。オンライン申請で窓口に送信・提出するデータ形式です。
と 道路運送車両の保安基準	昭和26年運輸省令第67号を指します。道路運送車両法に基づき、運行の用に供し得る道路運送車両の保安上又は公害防止上の技術基準を定めたものをいいます。
道路構造令	道路を新設又は改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令です。
道路情報便覧	特殊車両通行許可に係る窓口の事務処理を迅速に行うため、道路の構造要因、交通条件等についてあらかじめ現地調査し、それによって得たデータを全国的に収集、収録したものです。対象箇所は、狭小幅員、上空障害、交差点、曲線部障害及び橋梁です。
特車	「特殊な車両」の略称です。車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、車両諸元が一般的制限値を超えることがやむを得ないと認める車両で、特殊車両の通行許可の対象となる車両をいいます。
特車ゴールド制度(ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度)	業務支援用ETC2.0車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化および大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度をいいます。
特例車種	特例5車種車及び特例8種車の連結車をいいます。 ※高さ指定道路に限り、高さは4.1mまで許可されます。

【た行】

用語		解説
と	特殊車両通行許可制度	一般的制限値を超える車両で道路を走行するときは、車両諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を道路管理者に申請し、許可証の交付を受けて許可された経路を走行できること定めた制度です。
	特殊車両通行許可不要制度	道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする制度です。 特殊車両通行許可不要制度は下記のURLから確認できます。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou_pr.html
	トリプル軸	3m以内に3つの車軸が集中して隣接している場合をいいます。
	特例5車種	連結車のうちバン型、コンテナ用、タンク型、幌枠型及び自動特例5車種車の運搬用のことをいいます。（国際海上コンテナ用は含まれない。） 特例として、総重量の制限値が高速自動車国道では36t以下、その他の道路では27t以下で軸距に応じて定められた値とされています。（車両制限令第3条第2項）
	特例8車種	特例5車種＋追加3車種（あおり型、スタンション型、船底型Ⅰ、Ⅱがある。）のことをいいます。追加3車種には、車両制限令第3条第2項の特例は適用されません。

【な行】

用語		解説
に	認証トラクタ	橋梁照査要領に適合するように製造された海上コンテナ用トレーラをけん引する海上コンテナのフル積載への対応を設計段階で考慮して製造された2軸トラクタで、その駆動軸重が11.5t以下であって、道路運送車両の保安基準第55条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けた車両をいいます。
	認定	車両制限令第12条に基づき、一般的制限値を超えず、車両制限令第5条～7条の個別的制限に適合しない車両で、申請により、個別的制限に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認定することを指します。

【は行】

用語		解説
は	はみ出し長さ	被けん引車(トレーラ)に積載する自動車が車体の後方にはみ出す部分の長さを指します。
	バン型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最高限度の特例の対象とされる車種の一つです。箱型荷物室を備えているトラックのことをいいます。ただし、屋根のないもの(オープントップ型)も含みます。〈JIS(日本工業規格)による〉
ひ	B条件	特殊車両の通行制限に際して付される通行条件のうち重量に関して「徐行および連行禁止を条件とする」、寸法に関して「徐行を条件とする」ものをいいます。
	ピントルフック	フルトレーラを連結するトラクタの連結装置。
	binデータ	申請支援システムで作成した申請データ(作成途中状態)で、拡張子「.bin」をいいます。
ふ	不許可	特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。
	付図	特車システムの「道路情報便覧」にある地図です。 この地図上の交差点を繋げていき経路を作成します。
	普通申請	普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。
	不連続	特車申請の経路作成において交差点番号が連続しておらず、経路が繋がっていない状態のこと。道路情報が更新され、新たな特車交差点が追加された場合等に不連続となる場合があります。
	フルトレーラ	総荷重をトレーラだけで支えるように設計され、先端にけん引具を備えたトレーラのことをいいます。(ドーリと組み合わされたセミトレーラを含む)〈JIS(日本工業規格)による〉

【は行】

用語		解説
へ	併進禁止	車両の前後に「誘導車」を設置して橋梁を車両が通行する際は「誘導車」が車両以外の一般車両も規制(対向車線も)して、橋梁の上にはその特殊車両のみが通行することをいいます。
	β 値	車体の幅が2.5メートルを超える車両の橋梁等の主げたの許可限度重量を求める際に、通行条件Dの場合のみ乗じる係数をいいます。 最大軸重をもつ軸の最外輪中心間距離に応じて、1.00～1.20。
ほ	包括申請	車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同じである複数の車両について一つの許可申請書によって行う申請をいいます。
	補正係数(K)	基本補正係数K1～K5を全て乗じた数値。(K=K1×K2×K3×K4×K5)
	ポールトレーラ	柱等長尺の積荷自体がトラクタとトレーラの連結部分を構成する構造のトレーラのことをいいます。軸距は積荷の長さに応じて調整できます。〈JIS(8本工業規格)による〉 保安基準第1条においては、「柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造を有する被けん引自動車をいう。」とされています。
	幌枠型	車両制限令第3条第2項の規定に基づき連結車の総重量の最重量の特例の対象とされる車種の一つです。荷台が幌骨で支持された幌に覆われた車両をいいます。(幌ウイングボデーを含む)

【ま・や・ら行】

用語		解説
み	未収録道路	道路情報便覧に路線はあるが、特殊車両の通行に関する情報が収録されていない道路をいいます。
	未採択道路	道路情報便覧に路線が収録されていない道路をいいます。
	みなし	申請経路毎に審査結果をひとつ以上設定した状態において、申請経路毎に設定された審査結果の中における最も厳しい条件(重量・寸法)で、同一経路内の審査結果を「みなす」ことをいいます。
ゆ	誘導車	カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋梁等の構造物の保全等のために配置するもので、普通乗用車等を用います。
り	リアオーバーハング(RO)	車両制限令におけるリアオーバーハングは、トレーラの後輪の旋回中心軸から車両後端までの長さをいいます。
	輪数	輪数とは、1つの軸に係るタイヤの数をいいます。ただし、ダブルタイヤは、1輪と数えます。
	輪荷重	自動車の一個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいいます。 車両制限令上、最高限度は5tとされています。
	隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸重の合計です。(車両制限令第3条)保安基準の「隣り合う車軸に係る荷重の和」に当たります。車両制限令、保安基準上の最高限度は、軸距が1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下である場合にあっては、19t)、1.8m以上である場合にあっては20tです。
れ	連結車	けん引車(トラクタ)と被けん引車(トレーラ)とが連結された状態の車両をいいます。(例:セミトレーラ、フルトレーラ)
	連行禁止	2台以上の特殊車両が縦列をなして、同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。

11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ

■ お問い合わせ先

- ・本システムの各種お問い合わせに関する窓口が 2021年4月1日より、下記に変更になります。

■ ご注意ください

オンライン申請システム、電子申請書作成システム等に関するお問い合わせ先は変更になっておりません。

引き続き、特車運用事務局の方をお願いいたします。詳しくは以下のサイトをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/contact/contact.html>

● 本システムの操作の方法、マニュアルに関するお問い合わせ

株式会社日立製作所 特車連絡窓口

✉ hitachi.online-ml-2020.sf@hitachi.com

※問い合わせ窓口はメールのみとなります。

※メールアドレスを変更する場合は事前に周知いたします。

● 制度に関するお問い合わせ

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室

☎ 03-5253-8483

※お問い合せ受付時間は、平日10:00-17:00となります。

上記時間帯以外のお問い合わせは、お受けできませんのでご了承ください。

※問い合わせ窓口は電話のみとなります。

12. 改訂履歴

版数	改訂内容
1.0.0	初版
1.0.1	一部画面レイアウトを最新に更新
1.0.2	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を訂正
1.0.3	2-2. 自治体申請システムへのアクセス を追加 11. 自治体申請システムに関するお問い合わせ を追加
1.0.4	誤記修正
1.0.5	2-1. 利用環境 を訂正
1.0.6	1-3. 自治体申請システム利用上のお願い を、 「自治体申請システム利用上の留意事項」に修正 1-3. 自治体申請システム利用上のお願い に説明を追加 5-1. 申請する に添付資料の容量制限について説明を追加 5-1. 申請する に申請先の手動設定について補足を追加 6-5. 差し戻しから再申請をする に説明を追加
1.0.7	6-2. 申請内容の確認 に、申請状況の種類と、 操作メニューについてのページを追加 6-3. 申請の取り消し を追加 6-4. 申請内容の変更 を、変更内容により操作方法が 変わることを追記、差し戻しの際の操作と統合
1.0.8	6-4. 申請内容の変更・差し戻しから再申請をする の申請先 の道路管理者を変更する場合の操作方法を修正 6-2. 申請内容の確認 の一部画像を最新のものに変更
1.0.9	1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項 の申請対象 について文言を修正 2-5. 主機能の画面遷移 を追加 3-1. 提出書類の電子データ化 の提出書類を整理・更新

(続く)

版数	改訂内容
1.0.9	(続き) 4-3. 新規ユーザーの登録 の申請代理人の補足を追加 5-1. 申請する に道路管理者によって必要となる書類について補足 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合わせ 窓口を変更
1.0.10	4-1. 自治体申請システム ログイン にて入力するユーザID、 パスワード文字判定についての注記を追加
1.0.11	4-3. 新規ユーザーの登録 にて代理人登録の際のメール通 知の注記を追加 11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ の問い合 わせ窓口を変更
1.0.12	11-1. 自治体申請システムに関するお問い合わせ に注意事 項を追加
1.0.13	1-3. 自治体申請システム利用上の留意事項 にて直轄国道 に関する注意事項の記載を訂正 2-1. 利用環境 新しいブラウザの対応について説明を追加 3-1. 提出書類の電子データ化 にて申請先の自治体からの 指示を優先する具体例を追記 5-1. 申請する に添付資料の押印について説明を追加 5-1. 申請する に直轄国道を含んでも国に申請する必 要が無い場合について説明を追加
2.0.0	2-1. 利用環境 利用できるOS、ブラウザを変更 5-1. 申請する に一括申請の注記の変更および申請先のオ ンライン申請対応状況を追記
2.1.0	2-1. 利用環境 利用できるブラウザを変更

(続く)

12. 改訂履歴

版数	改訂内容
3.0.0	3-1. 提出書類の電子データ化 の資料準備方法の補足を追加 5-1. 申請する の申請データのファイル名の長さ制限の注記を追加 5-1. 申請する の提出書類の説明を実運用に合わせて修正
4.0.0	2-2. 自治体申請システムへのアクセス システムメールアドレスの記載を修正 2-5. 主機能の画面遷移について tkszfファイルについて追記 3-1. 提出書類の電子データ化 tkszfファイルについて追記 5-1. 申請する tkszfファイルについて追記 6-4. 申請内容の変更・差戻しから再申請をする tkszfファイルについて追記
4.0.1	5-1. 申請する 添付資料についての説明を補足追記
4.0.2	5-1. 申請する 添付資料についてのファイル容量の説明を修正